

平成 21 (2009) 年度

京都教育大学大学院 教育学研究科修士論文

京都府立養護学校における「地域制・総合制」確立の
経過と成果及び今日的課題についての一考察

京都教育大学大学院教育学研究科
障害児教育専修

085020 義 忠 房 之

指導教員 丸 山 啓 史

目次

- I 問題及び目的・・・P 1
- II 今日の動向・・・P 3
 - 1 国・文部科学省の「地域制・総合制」の方向付け・・・P 3
 - 2 全国的な状況・・・P 5
 - 3 京都府下の特別支援教育の状況・・・P 7
 - 4 小括・・・P 10
- III 戦後初期の頃の京都府下の障害児教育の歩み・・・P 13
 - 1 「浮浪児対策」から「精薄対策」に・・・P 13
 - 2 特殊学級開設、障害児教育実践草創期（S20,30年代）・・・P 16
 - 3 小括・・・P 17
- IV 1967(S42)年に開校した向日が丘養護学校の「地域制・総合制」・・・P 18
 - 1 開設に至る経過・・・P 18
 - 2 開設を実現するに至った背景・・・P 25
 - 3 児童生徒の実態・・・P 32
 - 4 小括・・・P 35
- V 1969(S44)年に仮開校した与謝の海養護学校の「地域制・総合制」・・・P 37
 - 1 開設に至る経過・・・P 37
 - 2 取組を進める中での教師集団と父母集団の育ち・・・P 38
 - 3 養護学校設置実現に向けた地域ぐるみの取組・・・P 39
 - 4 「入学申請運動」等開校に向けた取組・・・P 43
 - 5 初年度（仮開校）の取組から・・・P 44
 - 6 本格開校（S45）年度の児童の実態・・・P 46
 - 7 「学校づくり宣言」と「学校設立の基本的理念」・・・P 50
 - 8 小括・・・P 51

VI	「京都府障害児教育推進協議会報告」から・・・・・・・・P 5 6
1	学校は権利を保障する地域における砦としての役割を持つ・・・・・・・・P 5 6
2	「地域制・総合制」の「口丹波」養護学校を・・・・・・・・P 5 7
3	同時期に発表された一つの報告文書・・・・・・・・P 5 8
4	小括・・・・・・・・P 5 9
VII	1978(S53)年に開校した丹波養護学校の「地域制・総合制」・・・・・・・・P 6 1
1	開設に至る経過・・・・・・・・P 6 1
2	児童生徒の実態・・・・・・・・P 6 4
3	小括・・・・・・・・P 6 5
VIII	他の府立養護学校開設の経過と児童生徒の実態・・・・・・・・P 6 8
1	1972(S47)年桃山分校開設の経過と児童生徒の実態・・・・・・・・P 6 8
2	1981(S56)年南山城養護学校開設の経過と児童生徒の実態・・・・・・・・P 7 1
3	1984(S59)年中丹養護学校開設の経過と児童生徒の実態・・・・・・・・P 7 3
4	2005(H17)年「新」舞鶴養護学校開設の経過と児童生徒の実態・・・・・・・・P 7 6
5	小括・・・・・・・・P 7 7
IX	考察・・・・・・・・P 7 8
1	府立養護学校における「校区分割（地域制・総合制）」確立の経過まとめ ・・・・・・・・P 7 8
2	府立養護学校の「地域制」・・・・・・・・P 8 0
3	府立養護学校の「総合制」・・・・・・・・P 8 4
4	今後の研究課題・・・・・・・・P 8 7
	参考文献・・・・・・・・P 8 8

I 問題及び目的

(1) 問題及び目的

2007 (H19) 年 4 月、我が国の障害児教育は、これまでの「特殊教育の時代」から名実共に「特別支援教育の時代」に入った。「盲・聾・養護学校」は「特別支援学校」と改められ、「地域の障害児教育のセンター的役割 (地域制)」を果たすことが求められると共に、従来の障害種ごとに対応してきた分類収容から、「障害種にとらわれない総合制」の特別支援学校に移行することとなった。

ところで、養護学校義務制施行が 1979 (S54) 年 4 月まで放置されたこともあって、戦後京都府下の障害児教育は、いち早く小・中学校に次々に開設された「特殊 (障害児) 学級」によって 1950 年代～1960 年代を牽引されてきた。

やがて、障害児 (特殊) 学級担任達は日々の実践を積み重ねる中で、次第に校区内に居住しながら学校に来ていない「不就学 (就学猶予・免除) 児童・生徒」に目を向けるようになる。府下各地で「不就学 (在宅) 児実態調査」が行われ、それらを基礎に、重度重複障害児の保護者・家族を核にしつつ、手をつなぐ親の会や、校長会、教職員団体等とも連携した養護学校設置促進運動が展開されるようになった。

いち早く始まった京都府北部 (与謝・丹後) の設置要望運動は、保護者と教職員、関係者の活動から地域住民ぐるみの運動へと発展し、1969 (S44) 年「府立与謝の海養護学校」(知的障害・全府一区) が仮開校を実現した。「学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである。」の視点は、その後の府下の養護学校設置運動、学校運営・教育実践の基本に「地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり」として受け継がれ今日に至っている。

一方、府教委の試問を受けた「京都府障害児教育推進協議会 (田中昌人会長、1974 (S49) 年～1978 (S53) 年)」はその報告で、今後の養護学校構想の基本として「校区制、総合制」を方向付けた。1978 (S53) 年、口丹波 1 市 8 町を校区とし (「地域制」)、知的障害児と肢体不自由児及びその他の障害種も含めた重度重複障害児も共に学ぶ (「総合制」) の「府立丹波養護学校」が開設された。以降、府立養護学校開設の度に校区分割がなされて現在に至っている。来年・再来年と南部に 1 校ずつ新たに「支援学校」が開校されるが、これらも「地域制・総合制」を踏襲すると聞き及んでいる。

では、1975 (S50) 年代初め頃には全国的にも例が無かったであろう「地域制・総

合制」の府立丹波養護学校が開設された歴史的・実践的経過や背景はどうだったのだろう。更には、府立丹波養護学校開設から 30 年余りを経た今日の府下の特別支援学校の「地域制・総合制」の実態はどうか。

また、今日、国・文部科学省が推し進めている「地域の障害児教育のセンター的役割（地域制）」及び「障害種にとらわれない総合制」の方向付けとの重なりと相違点はどうなのだろう。更にこれらを踏まえて、今後の特別支援学校の在り方・課題はどうか。

こうした問題意識を基にして、現職だった自分自身のささやかな実践をベースにしつつ課題に迫ることとする。

なお、本論文では、「地域制」・「総合制」の仮定義を、富永(2009)の「地域での教育を重視するという『地域性』」と「重度・重複化、様々な障害種に対応する『総合制』」とした上で論ずることとする。1)

（２）研究の方法と論文の構成

戦後、京都府下の障害児教育の歩み、とりわけ、1967（S42）年「府立向日が丘養護学校」（肢体不自由・全府一区）開校に始まる各府立養護学校の開設に至る取組を辿り、共に学んだ児童生徒の障害や地域の実態を明らかにすることにより、「地域制・総合制」確立の経過を時系列で整理する。

Ⅱの「今日的動向」では、国・文科省の「地域制・総合制」の方向付けと、現在の全国及び府下の状況を、Ⅲの「戦後初期の頃の京都府下の障害児教育の歩み」では、終戦から養護学校が開設される頃までの府下の特殊学級開設の経過を中心に、Ⅳ～Ⅶ章では、向日が丘養護学校、与謝の海養護学校、丹波養護学校を中心に、「新」舞鶴養護学校までの各養護学校開設に至る経過と児童生徒の実態を追う。最後にⅨ章で「考察」を行うこととしたい。

Ⅱ 今日の動向

1 国・文部科学省の「地域制・総合制」の方向付け

・・・「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（2003（H15）年3月、調査協力者会議）から・・・

我が国の障害児教育は、現在、「特殊教育」の時代の盲・聾・養護学校と特殊学級及び通級指導教室における「限定された場」で対応する教育から、通常の学級に在籍している障害児も含めて障害のある子ども達一人一人のニーズに対応する「特別支援教育」として進められつつある。

この度の特殊教育から特別支援教育への移行に関しては、2001（H13）年の「21世紀の特殊教育の在り方について」に始まり、2005（H17）年の「特別支援教育の制度の在り方について」（中央教育審議会）に至る三つの最終報告・最終答申がある。2003（H15）年3月の「今後の特別支援教育の在り方について」はその中間に位置するもので、特別支援学校の位置付け・在り方の方向を明確に示している。

この「今後の特別支援教育の在り方について」から「地域制・総合制」に関して述べた部分を引用すると次のように整理できる。2)

『第3章 特別支援教育を推進する上での盲・聾・養護学校の在り方について

2 障害種にとらわれない学校制度へ

（1）今後は、障害種ごとの学校制度から、地域において障害のある子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校を設置できるような制度について積極的に検討していく必要がある。

3 地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校へ

（1）その学校に在籍する児童生徒の指導や保護者からの相談に加えて、地域の小・中学校等に在籍する児童生徒やその保護者からの相談、個々の児童生徒に対する計画的な指導のための教員からの個別の専門的・技術的な相談に応じることにより、地域の小中学校等への教育的支援を積極的に行うことで、地域社会の一員として、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが重要である。

4 「特別支援学校（仮称）」の役割

(2) 具体的にいかなる障害に対応した教育を行う学校にするか、複数の障害の部門を設け幅広い相談機能を有する学校にするかといった学校の設置運営の在り方については、各地方公共団体が重複障害のある子どもの増加、地域（支援地域）における教育のニーズ等、地域の実情にも応じて弾力的に判断することになる。

なお、障害に起因する学習や生活上の困難を改善又は克服するための、障害に応じた適切な教育を確保するために指導上の専門性が確保されることはいうまでもない。

(3) また、他の「特別支援学校（仮称）」や福祉・医療・労働関係機関とも連携を密にし、地域の障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく必要がある。』

以上から、国・文部科学省の方向付けは次のように読み取れる。

「地域制」については、『地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たす。』とあるように、各特別支援学校がそれぞれの校区（地域）の障害児教育をリードし、援助し、組織することを求めており、併せて、『福祉・医療・労働関係機関とも連携を密にし、地域の障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく必要がある。』とある。「地域において」「地域の」「地域社会の」「地域における」と繰り返し「地域」を強調していることが解る。

つまり、各特別支援学校ごとの守備範囲としての「地域」を明確にすることで、一つは、特別支援学校の持つ施設設備・教材教具・教職員の専門性といった資源を活かした「地域の小学校等の教育機関」への支援、二つめには、学校が福祉等の他機関と連携を密にして、障害のある子ども達一人一人のニーズを踏まえた乳幼児期から卒業後までの一貫した「地域の支援体制の整備と支援」に積極的に貢献することを求めていると理解できる。

また、「総合制」については、『今後は、障害種ごとの学校制度から、地域において障害のある子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校を設置できる制度』、『地域の障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応』できる学校を求めている。更にそれらを進める上で、『各地方公共団体が重複障害のある子どもの増加、地域（支援地域）における教育のニーズ等、地域の実情にも応じて弾力的に判断することになる。』として設置者である都道府県等の適切な裁量を

求めると共に、『なお、障害に起因する学習や生活上の困難を改善又は克服するための、障害に応じた適切な教育を確保するために指導上の専門性が確保されることはいうまでもない。』として、医療的ケアを必要とする重症児をはじめとする重度・重複化、多様化に対応するための専門性の確保を求めていると理解できる。

2 全国的な状況

(1) 併置校、総合校に移行する特別支援学校

茂木(1997)は「知・肢併置」養護学校の全国的な状況について、「精肢併置校は一都二府九県あり、近畿・東海・関東に多く、小・中・高等部とも併置している学校と高等部だけが併置している学校に二分され」と紹介している。3)

後者の一例として、大阪府立の肢体不自由養護学校の多くでは高等部に知的障害児を受け止めて「生活教育課程」を独立させて受け入れていることがあげられる。これは、知的障害養護学校の過密対策として全府的に施策として進められているものである。

また、清水(2002)は、「こうした実情（医療的ケアを要する児童生徒の比率の増加等）を反映してか、知肢併置養護学校は少しずつ増加している（高等部のみの知肢併置を除いて、各地方自治体での知肢併置校は滋賀県7校、京都府4校、福井3校、神奈川3校、三重、和歌山、静岡、岡山各2校等である）。」としている。4)

一方、国の総合制への意向を踏まえて、文科省の研究指定を受けた京都市立養護学校が、市内全域を東西南北で四分割して「総合支援学校」を再編制したり、以前から「知・肢併置校」化を推進してきた滋賀県で、先年、肢体不自由児だけだった県立八幡養護学校も「知・肢併置校」になるなど、校区の再編制と総合化を進めている都道府県も多くなっている。

そこで、文科省の「学校基本統計」からこの数年間の併置校化の動きをみると、表1のようになる。即ち、法の上で特別支援学校となった2007(H19)年度は複数の障害種を受け入れたが98校、2008(H20)年度は142校、2009(H21)年度は167校と少しずつ増加しつつあることが解る。表の2008(H20)年度の欄に「全てあり」とあるのは、「どんな障害種でも受け入れている。」との意味だと思われる。このように、例えば「知と肢」、「肢と病」のように二つの障害種の「併置校」化が主流だが、三つ以上とか全ての障害種を受け止めるという意味の「総合校」化も始まっている

ていることが分かる。

表 1 全国の特別支援学校数と在籍児童生徒数（2006~2009） 5)

H 18 (2006) 年度	H 19 (2007)	H 20 (2008)	H 21 (2009)
学校数・児童生徒	学校数・児童生徒数	学校数	学校数・児童生徒数
盲学校 71 3,688	視覚 71 3,591	70	68 2,663
聾学校 104 6,544	聴覚 102 6,518	99	98 5,493
養護学校 831 56,826	知的 505 68,057	490	482 65,548
	肢体 159 13,822	151	145 3,951
	病弱 78 3,285	74	70 2,370
	知・肢 70 10,139	90	その他 167 37,010
	知・病 8 1,094	9	
	肢・病 11 1,025	13	
	知・肢・病 9 642	13	
		聴・知 2	
		視のみ無 1	
		全てあり 14	
計 1,006 校 67,058 人	1,013 校 108,173 人	1,026 校	1,030 校 117,035 人

黒字・塗りつぶしを「併置校」及び「総合校」と解釈する。

(2) 全国の特別支援教育を受けている児童生徒数の状況

2007(H19)年度の文科省の発表から義務教育年齢児童生徒数を拾うと、児童生徒総数 10,815,272 人に対して、特別支援学校在学者数 58,285 人(0.5%)、特別支援学級在籍者数 113,377 人(1.0%)、通級による指導を受けている者 45,236 人(0.4%)で、全部で 1.9%に当たることになる。この率は、この数年間少しずつだが上がり続けている。

3 京都府下の特別支援教育の状況

本論文で順次述べていくが、府立特別支援学校の内、旧知的及び肢体養護学校は「地域制・総合制」という視点では、ほぼ完結に近づきつつある。ただし、旧盲学校・聾学校及び病院等に併設する病弱養護学校については、従前の運営・実践で進められている。そこで、この節では府立特別支援学校の現状と動向を概観しておく。

(1) 府立特別支援学校の現状と見通し

府立特別支援学校の児童生徒数と校区を一覧にすると次(表2)のようになる。

表2 府立特別支援学校の児童生徒数と校区(2009,5,1現在) 6)

	幼稚園	小学部	中学部	高等部	計	校区(在籍児出身地)
盲学校	2	1 1	5	3 3	5 1	府下全域及び府外からも
舞鶴分校		2			2	舞鶴
聾学校	2 2	2 5	1 0	2 5	8 2	府下全域及び府外からも
舞鶴分校	2	1 3			1 5	中丹全域、京丹後与謝府外
桃山養護		4 0	4 3	7 6	1 5 9	桃山学園、八幡市、宇治市
向日が丘		4 0	4 1	5 5	1 3 6	乙訓全域、八幡・宇治市
城陽		1 4	3	5 5	7 2	国立病院、高等部山城地域限
南山城		1 1 3	5 7	7 6	2 4 6	宇治一部と久御山以南の山城全
丹波		3 6	3 5	7 1	1 4 2	亀岡市、南丹市、京丹波町
亀岡分校					0	花ノ木医療福祉センター
中丹		3 1	4 2	4 8	1 2 1	福知山学園、綾部市、舞鶴市
舞鶴		3 5	3 5	5 3	1 2 3	舞鶴市
行永分校		2			2	国立舞鶴病院
北吸分校		1 6	8		2 4	府立舞鶴子ども療育センター
与謝の海		4 0	3 4	3 8	1 1 2	宮津市、京丹後市、与謝郡
府立校計	2 6	4 1 8	3 1 3	5 3 0	1 2 8 7	(義務 731 人、分母 101,176 人)

府立特別支援学校所在地一覧



宇治支援学校新設 (工28開校予定)

「府立特別支援学校所在地一覧」の図中にも示されているが、2010 年開校予定の新設八幡支援学校は、八幡市、久御山町、桃山学園を校区とし 84 人規模で開設、来春(2011 年)開校予定の宇治支援学校は、宇治市と城陽市を校区として、宇治市内（元府立城南高校跡地）に開設されることになっている。これに伴い、桃山養護学校は廃校。向日が丘養護学校は宇治・八幡の肢体不自由児のみを受け入れていた変則的な状態から脱して、乙訓 3 市町のみが校区となる。南山城養護学校は現在 240 名を超す過密状態（表 2）であるが、2011 年には大幅に緩和されるはずである。

（２）特別支援学校以外で特別支援教育を受けている児童生徒数の状況

１）府内の小・中学校特別支援学級数、児童生徒数

府内（京都市・附属を除く）の小学校・中学校に設置されている特別支援学級数は 435 学級で、児童生徒数は 1,322 人であり、全児童生徒数の 1.3%に当たる。

表 3 府内特別支援学級数、児童生徒数（2009,5,1 現在） 8)

学級種	知的	自閉・情緒	病・虚弱	肢体	言語	視覚	聴覚	合計
小 ・ 学級数	2 0 8	7 7	2	1 1	0	4	0	3 0 2 人
児童数	6 3 9	2 1 8	2	1 4	0	5	0	8 7 8
中 ・ 学級数	9 9	3 0	0	4	0	0	0	1 3 3
生徒数	3 5 6	8 4	0	4	0	0	0	4 4 4

<学級数計 4 5 3 学級、児童生徒数計 1,3 2 2 人>

２）府内の通級指導教室数と児童生徒数

府内（京都市・附属を除く）の小学校・中学校に設置されている通級指導教室は 8 8 室で、ここに通っている児童生徒数は 1,7 2 4 人であり全児童生徒数の 1.7%に当たる。

表 4 府内の通級指導教室数、児童生徒数(2009,5,1 現在) 9)

	設置学校数	教室数	(言語)	(LD)	児童生徒数
小学校	4 6	7 6	(6 0)	(1 6)	1,5 9 2 人
中学校	1 2	1 2		(1 2)	1 3 2
計	5 8	8 8	(6 0)	(2 8)	1,7 2 4

(3) 府内義務教育年齢の児童生徒数計

京都市内を含む全府下の全児童生徒総数は 213,966 人であり、特別支援学校 1,213 人はその 0.56 %に当たる。府内・府立だけでみると 0.72%と多くなる。

(1) と (2) から、府内(京都市・附属を除く)の特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で学んでいる義務教育年齢の児童生徒数は、小学(部)・生が $418+878+1,592=2,888$ 、中学(部)生、 $313+444+132=889$ で合わせると 3,777 人となる。これは、全児童生徒数 101,176 人の 3.73%に当たることになる。

4 小括

(1) 「地域制」について

1 節でみたように、「今後の特別支援教育の在り方について」では、特別支援学校がこれまでの障害児教育の経験・実績をふまえ、その専門性を活かして「地域の特別支援教育のセンター的機能」を果たすことを求め、学校教育法第 74 条に「普通学校における特別支援教育の助言援助」が規定されたところである。

京都府では、1973(S53)年府立丹波養護学校開設の時から、基本方向を「地域制」と「知・肢併置(総合制)」と定めて、それ以降も校区割を進めてきた。2005(H17)年度開設の府立舞鶴養護学校は、舞鶴市だけの校区になった。また、来春・来々春の南部 2 校の開設により、視力・聴覚及び病弱を主とする支援学校以外の全ての養護学校が、完全に校区割りされることになる。これにより学校規模も、全てが 150

人前後と適正化され、これまで以上に、それぞれの地域（校区の市町村）ときめ細かな協働のできるものと期待できる。

（２）「総合制」について

１節でみたように、「今後の特別支援教育の在り方について」にある、「子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校を設置できるような制度」や「学校の設置運営の在り方については、各地方公共団体が重複障害のある子どもの増加、地域（支援地域）における教育のニーズ等、地域の実情にも応じて弾力的に判断することになる。」とある。これは、第Ⅲ章以降で検討することになる与謝の海養護学校が開校当初に実践しつつ提起した「三つの柱＝学校設立の基本的理念」の２つめにある「学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう」及びそれを理論化した「総合養護学校構想」の理念や方向付けと、ほぼ同意味だと理解できる。

２節で概観した全国的な動向では、全学校数は微増の傾向にあり、かつ、国の施策を受けて二つの障害種を受け入れる「併置校」化や、三つ以上とか全ての障害種を受け止めるという意味の「総合校」化が年々少しずつ進んでいる。

また、３節でみたように、京都府内でも来春・来々春の南部２校の開設により、向日が丘養護学校と桃山養護学校の一部変則的事態も解消され、それぞれの校区の多様なニーズを持つ子どもたちを類別することなく全面的に受け止め、支援することのできる体制が確立することになる。

本稿では、京都府立養護学校の「知・肢併置校（総合養護学校）」創造の歴史的背景と成果を明らかにできればと考える。

（３）全国的状況と京都府下の状況について

全国的には、国・文部科学省の指導の下で、表１に示したように 2007(H19)年度は 98 校、2008(H20)年度は 142 校、2009(H21)年度は 167 校と、障害種を超えた併置校が年々少しずつ増加しつつある。H21 年度のその率は、学校数で 16.21%だが、児童生徒数では 31.62%になっている。しかし、学校数でみると、まだまだ圧倒的多数の学校が単独の障害種を堅持しており、これからの動きを注目したい。

一方、京都府下の推移からは、従前からの府立盲学校、府立聾学校及び両校の舞

鶴分校、そして、変形的な府立城陽（病弱）養護学校及び病院等に隣接・併設している行永・北吸・亀岡の３分校」は別として、それ以外の知的障害及び肢体不自由養護学校では、「地域制・総合制」の基本方向が貫徹され、その意味では宇治支援学校が開設される 2011(H23)年４月には完成することになる。この点が、全国的状況と大きく違うところだと云える。

また、特別支援教育を受けている義務教育年齢児童生徒数の比率を比較すると、全国平均の 1.7%(ただし 2007(H19)年度)に対しして、府内（京都市・附属を除く）は 3.73%を占め、２倍強になる。個別に比較すると特別支援学校では 0.5%に対して 0.72%、特別支援学級では 1.0%に対して 1.3%、通級指導教室は 0.4%に対して 1.7%である。全てが高くなっているが、特に通級による指導を受けている者の率が３倍強と高くなっているのが顕著である。こうした全体としての特別支援教育の在籍率の高さと京都府立特別支援（養護）学校の「地域制・総合制」確立の経過がどう絡んできたかは定かではないが、それぞれの地域の障害児教育振興に一定の役割を果たしてきたことは確かであろう。

本論文では、全国に先駆けて始まった京都の「地域制」と「知・肢併置（総合制）」確立の状況と到達点を、本府の障害児教育史全般及び各校開設に至る経過を辿ることとで明らかにしたい。

Ⅲ 戦後初期の頃の京都府下の障害児教育の歩み

障害児教育発祥＜ M11(1878)年の京都盲啞院設立＞の地と言われる京都だが、戦後の障害児教育（特殊教育）の始まりが特段早かったわけではない。養護学校設置要望（促進）運動が始まった頃の障害児教育の動きを理解するために、戦後初期から S30 年代頃の府下の動きの概略を辿る。次、次々ページに、「国・府・南山城の障害児施策等充実のあゆみ」（作成・義忠）を示す。

1 「浮浪児対策」から「精薄対策」に

敗戦（終戦）直後の数年の間には、住むところを失い生活の術を無くした被災者が浮浪者として戦災を免れた京都の街に溢れた。対応に当たったのは府の婦人児童課・社会課の職員や警察で、児童（少年）は、主に伏見にあった児童相談所を経て施設に送られた。

知能の高い児童生徒は白川学園に送られ、大部分の残った者を対象に、それまで戦災による被災者・浮浪者の収容施設であった「八瀬山寮」が、婦人児童課の下に府立精神薄弱児施設「八瀬学園」として発足した。S26 年度の八瀬学園年報には次の様に記されている。 10)

『S23 年 10 月 31 日、定員 100 人、園長に藤井義雄先生、指導員 2 人、保母さん 3～4 人といった陣容で出発した。園舎は木造瓦葺二階建てで、階上 8 室 60 坪、階下は 25 室 210 坪

① 職員構成

園長 1、主事 4、看護婦 1、嘱託 1、炊夫 1、使丁 1、計 9 名

＜児童福祉施設最低基準に示された数の 1 / 2 にも達しない状況にあった。ちなみに、S33 年 1 月 1 日現在では 17 名。＞

② 約 100 名の児童の実態は

本籍地・・・京都 62 の他、遠くは熊本 3、鹿児島 1、朝鮮 2 があり、実に 16 都府県・朝鮮に及び、加うるに不詳の者が 7 名とある。

保護者・・・両親の揃っている者 19（その内実父母の健在なる者は 7）、親と名の付く方を片親にしる養父母にしるを持つ者は 48 名である。

③ 収容原因

入園する児童達は当時府下にあった 4 つの相談所（「中央・伏見・舞鶴・福知山」）を経由して来るのであるが、入園するに当たっては、只、精薄児であるからというだけでなく、殆ど大部分が精薄に加うるに、何々、なにになにと種々附帯した好ましからぬ原因を備えている。

原因別・・・浮浪（孤児、家出を含む）37、棄迷児 2、要教護児 4、被虐待児 3、保護不適児 21、生活困窮 28、精薄（主訴のみ）5、計 100 名

調査年度	調査機関	調査対象者数
昭和50年	京都府障害児教育諸学校研究協議会」発足 とおみや共同作業所開所	95人
昭和50年	「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」報告（義務制移行を前に、重度・重複障害児の規定）	13088人（24，4%）
昭和50年	77校、9015人 107校、13897人 393校 40636人	

[illegible]

④ 学級編制

特殊学級 2、促進学級 3、職業学級 2（八瀬遊園地の職員として実習）』

やがて、八瀬学園は施舎の老朽化が目立つようになり、S34 年 11 月 1 日に現在の府立児童福祉施設「桃山学園」の個所に新築移転した。なお、その桃山の地には、S29 年 4 月 1 日に設立された府立児童養護施設桃山学園（この前身は園部学園であり、やはり、戦災孤児の収容施設であった）が在り、それと合併して現在の「桃山学園」となったのは、S35 年 4 月 1 日である。京都府立児童福祉施設「桃山学園」は養護第一課（精神薄弱児部）と養護第二課（養護児童部）とし、総務課を設けて運営することとなった。S43 年 4 月 1 日より、京都市立桃山小学校・桃山中学校の施設内学級が開設され、後に丹波養護学校・与謝の海養護学校の校長となる松本や桃山の教頭で病氣退職した森が担任として指導に当たった。S44 年度は、小学部 32 名の 3 学級、中学部 19 名の 3 学級、合わせて 51 名 6 学級で実践されている。・・・11)、12)

2 特殊学級開設、障害児教育実践草創期（S20、30 年代）

・・・府下最初の特殊学級開設からの歩み。・・・

京都市内では、「新教育モデル校（実験学校）」となった生祥小学校に S23(1950) 年、特別学級が開設された。府内では、S25(1950)年に舞鶴の三笠小に、戦後の混乱期の困難な中、枠内（校内）操作で教室や担任教師を生み出して特殊学級が開設された。そして、特別学級、特殊学級は、京都市内に、そして舞鶴から与謝・宮津を経て府下全域へと次第に広がっていった。

戦後の混乱期から S30 年代について、年度を追って府下の歩みを整理する。

S21(1946)年、「日本国憲法」公布。糸賀一雄等近江学園開設

22(1947)年、「教育基本法」「学校教育法」制定 6、3 義務制実施

23(1948)年、「児童福祉法」施行 国連「世界人権宣言」

25(1950)年、舞鶴の三笠小に校内操作で特殊学級開設

27(1952)年、「盲学校・聾学校舞鶴分校」開設

32(1957)年、「京都府下特殊教育研究会」発足、国立南京都病院（小児結核病棟）内に「結核学童養護（病弱児）学級」開設

33(1958)年、京都市立呉竹養護学校開校

34(1959)年、舞鶴整肢学園内に府下最初の「肢体不自由学級」（三笠小籍）開設 国連「児童権利宣言」

35(1960)年<山城でも「山城地方特殊教育研究会」発足（前年、担任会結成）

39(1964)年、「京都府下特殊学級設置校長会」発足

宮津・与地方養護学校設置連絡協議会発足

校内（枠内）操作でスタートした舞鶴市立三笠小学校特殊学級誕生以降の府下の

拡がりを地域に分けて示すと次のようになる。

表 5 S25 年～ 31 年に開設された特殊学級の推移 (13)

地域	丹後	与謝	舞鶴	福知山	亀岡	山城	延べ計
S25 年			三笠小				1
26		桑飼小	新舞鶴小				3
27			倉梯小				4
28			城北中				5
29			明倫小	惇明小			7
30	網野小	宮津小					9
31	久美浜小	宮津中	青葉中	大江中	亀岡小	田辺小	15
学級数	2	3	6	2	1	1	15 学級

3 小括

戦後の混乱期は、多くの人々が生きることによって必死の時代であった。そんな中で、戦災に会い「孤児」・「浮浪児」になった子どもたちに手を差し伸べたのが、比叡山の麓に開設された府立精神薄弱児施設「八瀬学園」であった。収容された 100 名の子どもたちの実態からその深刻さが読み取れる。同時期に滋賀県に近江学園（糸賀一雄等（1946（S21）,9）が開設され、戦災孤児・生活困窮児（養護児）の第一部門と「精神薄弱」児の第二部門を設けての実践は良く知られているところである。（14）

これら福祉施設の実践が、特殊学級や養護学校の実践にどのように受け継がれていったかは定かではないが、少なくとも、八瀬学園の実践は桃山学園に引き継がれ、そこでの施設内学級の実践が桃山養護学校の取組に引き継がれていったであろうことは容易に推測できる。

ところで、北部に始まった特殊学級開設の動きが、口丹・南山城に拡がるには 6 年を有したが、その後は急速に増えて、向日が丘養護が開設された 1967（S42）年度には府内の小・中学校に 131 学級、930 人の児童生徒が学ぶまでになった。（15）

これらの特殊学級担任達が核になって、IV 章以降で分析する S30 年代後半からの養護学校開設要望（促進）運動が各地域で取り組まれることになる。

IV 1967(S42)年に開校した「向日が丘養護学校」の「地域制・総合制」

第Ⅲ章で述べたように、1950(S25)年に舞鶴に誕生した特殊学級が1956(S31)年にはほぼ府内全域で開設され、1960(S35)年には小学校には40学級が開設され386人の児童が、中学校では12学級に127人の生徒が在籍している。S30年代後半から40年代初め頃になると、これら特殊学級担任達が就学猶予・免除で在宅になっている重度・重複障害児（重症児）の「不就学児実態調査」に取り組むようになる。更に、この調査結果を基に、重度・重複障害児（重症児）親の会や特殊学級担任達、特殊教育研究会等を核に幅広い養護学校設置要望（促進）運動が展開されるようになる。

府下各地域で養護学校開設に至る運動の時期や進め方に幾つかの違いや紆余曲折はあるものの、結果として、1967(S42)年に「肢体不自由児」の向日が丘養護学校、1969(S44)年に「知的障害児」の与謝の海養護学校、1972(S47)年には「知的障害児」の与謝の海養護学校桃山分校開校、それから2年後の桃山養護学校として独立が実現した。更に、養護学校義務制実施の前年には、口丹波の一市八町を校区として知的障害児と肢体不自由児と一緒に学ぶ「地域制・総合制」の丹波養護学校開設へと発展していった。

本章では、府立最初の養護学校となった向日が丘養護学校の開設に至る経過と当時の児童生徒の障害や発達の実態を「地域制・総合制」の視点で整理・検証する。

1 開設に至る経過

（1）二人の母親の決意から準備会を重ねて

乙訓に在住して肢体不自由児を持ち、言い知れぬ苦しみを体験してきた二人の母親が、1965(S40)年春頃に「乙訓母親大会」を準備する活動の中で周りの人達の奨めもあって「肢体不自由児父母の会」を創る決意を固めた。そもそも、母親の一人は、大阪の施設に子どもを通わせる中で「会」の必要性を感じていたし、もう一人は、郡内の保健所の保健婦としての仕事の中で、肢体障害児の実態を自分の子どもと重ねてある程度把握していたこともあり、「呼びかけ」「運動」の必要性を自覚しつつあった。

二人が「第一回準備会」に記した案内状には、「私達が孤立してはどんなに努力しても知れたものですし、お役所が助けてくれようにも助けにくいでしょう。だから、とにかく集まってお互いにどんなに苦しんでいるのか、どうしたらよいか、

誰にどうして欲しいかを話し合ひましょう。」とあった。

第一回準備会（1965(S40),7,24）

保護者 13 名、京都脳性麻痺親の会会長、乙訓郡精神遅滞児教育研究会部長の参加があり、苦労や悩みを出し合う中で、お互いの交流や子どもの機能訓練や保育・教育の場が無いことを共に確認し合ひ ①月一回集まること、②子どもを連れてきて保育・訓練を行うことを確認した。

第二回準備会（8,8）

子ども 4 名、保護者 11 名、大阪整肢学院から 3 人の訓練士、全国重症心身障害児を守る会副会長、呉竹養護学校 P T A 会長、京都脳性麻痺親の会会長、乙訓郡精神遅滞児教育研究会部長の参加のもと、①正式に「乙訓肢体不自由児父母の会」を発足させ、会代表者として鈴木正里氏を選出、②府下に治療・訓練・教育をする施設の実現に向けて運動を展開する、③専門家の援助のもと自主的に診療・訓練・保育を行う等を決議すると共に、当面、関係当局に、イ、会場への送迎自動車の配車、ロ、例会会場の斡旋、ハ、補助金の交付の 3 項目について要望することを確認した。

府向日町事務所長、府向陽保健所長、乙訓三ヶ町村長に順次面談・要望し、イは、府のマイクロバスを廻す、ロは、保健所講堂の借用、ハは、乙訓 3 町村から助成金交付が実現した。

（2）「乙訓肢体不自由児父母の会」発足（1965(S40),9,12）から知事「設置」言明（12,20）迄

創立総会（第一回例会）（9,12）には、児童 19 名、保護者 30 名、府向日町事務所長及び民生課長、府向陽保健所長他府関係 2 人、医師 2 名、訓練士 4 名、他乙訓ライオンズクラブ等から 3 名が参加。主として会の組織づくりについて話し合われた。

第二回例会（10,10、児童 24 名、保護者 43 名、他多数の出席）において、会則及び役員選出を行い、会が実質的に動き出した。当面の方針として「肢体不自由児の治療・訓練・保育ならびに教育を行う府立の通院制の療育センター乙訓設立を実現するために設置要望書を作成し、この配布を中心に官民各方面に働きかけ、盛り上がりを持ってできる限りの署名を集めて、年末の府議会に請願する。」ことを確認した。（10 月末現在の会員数 42 人）

この方針に基づいて、京都府商工文教委員会、教育庁、知事、民生労働委員会、府向日町事務所長、向陽保健所長、乙訓町村長会長等に面談・陳情すると同時に、乙訓教職員組合、乙訓地労協、憲法を守る婦人の会等に協力を要請した。

11月に入ると請願署名活動が開始され 40 数名の会員と協力者によって 12 月末までに 12000 名の署名が集まった。

この短期間に、①府教委・府衛生部課長・府民生労働部長等への働きかけ、②府議会議員への請願紹介要請、③ 3 町村議会へは「乙訓設置を支持し、府に要望されたい」と働きかけ、④京都教職員組合教育研究集会等各種集まりへ出向いての署名協力依頼 ⑤府下各肢体不自由児父母の会に相互協力呼びかけ等が精力的に為されている。

その結果として、知事は 12 月 20 日の府議会において、「①養護学校を造る、②そのためには府立医科大学と協議をする」と言明した。

この発言の背景には、後述するように、文部省が各都道府県に対して、1967(S42)年 4 月迄に養護学校を設置するべく命(1965(S40)年 1 月 13 日付け)を出しており、府としてもそれまでから実態把握及び資料整理等を行っていたという背景もあった。

(3)「乙訓に養護学校を誘致」と「療育施設設置」の要望へ(1966(S41),5,8～)

知事の養護学校開設の言明(1967(S42),12,20)を受けた後も「父母の会」は、毎月の「例会」を重ねて、子ども達への医師・訓練士・セラピストによる診療・訓練・保育と並行して協議を重ねつつ、精力的に関係機関への働きかけを続けている。

第九回例会(5月8日)で、「養護学校の乙訓誘致要望活動」と「学齢未満児ならびに就学困難児のための療育施設(通院を主体とする)を併設して貰うよう働きかける。」ことを確認し、5月11日には、28 項目から成る「学校設置に関する要望書」を知事宛に提出した。

6月24日には、府議会で第一期建設費 22,000 万円の補正予算支出が可決され、乙訓郡内に用地が決まり次第着工することになった。

しかしながら、「幼稚部として診療・訓練・保育機関を併設して貰う」ことの実現は極めて困難で、養護学校設置とは切り離した形で、その後の「療育センター設置運動」に引き継がれ、向日が丘養護学校開校より一年遅れて、1968(S43)年、養

護学校に隣接して「府立向日が丘療育園（現在は京田辺市に移転）」が開設された。

（４）重症児の入学実現を

長岡京市井ノ内朝日寺に 8,500 坪の用地（取得価格 131,289,000 円）が確保され、秋に入って工事が始まるにつれ、「どんな養護学校ができるのか」「既存の他府県の養護学校のように重症児を敬遠しないか」・・・といった不安が、「父母の会」や保護者の間に大きくなった。そこで、「父母の会」では、学齢児の親達だけの分科会を設けて話し合ったりしている。その時点で、入学希望者は数人の義務教育年齢超過者を含めて 30 名であった。

1966 (S41) 年 12 月、府教委、地区別教育相談実施（個別に呼び出しを行い実情と希望を調査）、

27 日 京都府条例第 3 号で京都府立向日が丘養護学校設置を公布

1967 (S42) 年 1 月、入学願書 103 名を受付。乙訓では 17 人が願書提出。

2 月 1 ～ 9 日、府下 6 ケ所で入学選考実施。その席で「重症児は駄目」の発言。

5 日、「緊急要望書」を作成し、6 日より陳情、話し合いを要望

12 日、父母の会例会には、4 人の教員、医師も参加して夜遅くまで話し合うも平行線に終わる。

22 日、入学通知書発送（出願者 111、受験者 106、入学許可 69、不許可 36、保留 1）。その後辞退 5、追加入学 1。

< 4 月 5 日の入学式当日現在の入学者は 78 名 >

2 月末、乙訓父母の会からの 17 名中、合格者 5 名であることが判明

3 月 4 日、父母の会緊急幹事会がもたれ、

① 不合格の理由が明示されていない者が多く、示されていても独断的で説得力が無く納得できない。

② 入学が無理だと納得できる者を除き、全員入学できるよう当局に要求する。と意思統一し、陳情を行った。

16 日、府教委と不許可会員全員との話し合いが持たれ、府教委側が「努力する」と応える。

29 日、学校側の案が、更に 30 日にはそれを修正して、別系統の 2 名

を除き、全員入学が許可されることになった。

＜ここまで「乙訓肢体不自由児父母の会活動報告」から多くを引用した。 16)＞

(5) 重症児の受入をめぐって・・・当時の判別基準等

(4) に、開校直前になって重症児の入学許可をめぐって「父母の会」と選考委員つまり準備室（養護学校教員側）との「遣り取り」が在ったことを記したが、その矛盾は開校後暫くの間も尾を引いたと聞いている。では、何故そのような「遣り取り」に成ったのだろうか。当時の判別基準や既設校の入学選考基準等を検討する。

1) 当時の文部省の判別基準が背景に在った

一つは、当時の文部省の「就学指導基準」や厚生省の「重症心身障害児措置基準」が、重症児は「教育の対象ではなく、福祉の対象である」としていたことがあげられる。

養護学校に就学すべき故障の程度は、学校教育法施行令（第 22 条 2（現法令では第 22 条の 3）「障害の程度」）に示されている。その運用と原則的な教育的措置は、「教育上特別な取り扱いを要する児童生徒の判別基準について」文部省初等中等教育局長通達（S37 年 10 月 18 日付け文初特第 380 号）によって示されている。17)

表 6 学齢児童・生徒の内特殊児童・生徒数

区 分	特殊児童・生徒推定数		備 考
	出現率	人 数	
精 神 薄 弱 者	(4.53)%	1,153	出現率 4.53% (1975 以下) のうち学校教育対象とすべきものは、出現率 4.25%
	4.25	1,082	
肢 体 不 自 由 者	(0.67)	1,705	出現率 0.67% のうち学校教育対象とすべきもの 0.34%
	0.34	866	
病 弱 ・ 虚 弱 者	1.35	3,437	病弱者 出現率 0.51% 虚弱者 出現率 0.84%
小 計	(6.55)	16,677	{ } 内の数は障害児童生徒数で、学校教育対象とすべきもののうち
	5.94	15,124	
盲 者	0.03	76	
	強度難聴者	101	
聾 者	0.05	127	
	強度難聴者	203	
小 計	0.20	509	
総 計	(6.75)	17,187	
	6.14	15,633	

ここで注意すべきは、同通達、文初特第 380 号の「精神薄弱者」の項である。即ち、「重度（白痴程度）及び中度（痴愚程度）の比較的重症の者は就学猶予・免除を考慮する。」とある。これは、主障害が肢体不自由児でかつ、この程度の「精神薄弱」を伴う者もまた、「就学猶予・免除を考慮する。」と判別されるのが一般的であったことである。

注 出現率は、文部省の実態調査による。本府児童・生徒総数 254,616

この判別基準を基に出された推定数 (S40,5,1) があるので表 6 に示しておく。18)

戦後の長い間、少なくとも 1979(S54)年の養護学校義務制が敷かれるまでは、基本的にはこの「基準」によって沢山の不就学児を放置してきたのであった。

2) 既設校の選考基準が背景に在った

二つには、既設校の選抜・選考基準が影響したと考えられる。

向日が丘養護学校より早く開設されていた他の都府県の各肢体不自由養護学校が開設された頃に受け入れた児童生徒の実態や選抜の実態は次のようである。

例えば、1932(S7)年に我が国最初の肢体不自由児の学校として開校した光明学校（現、都立光明特別支援学校）の 1936(S11)年 5 月現在の児童生徒の実態は、児童生徒数 99 名、内 36 名(37%)が脳性麻痺であり、IQ90 未満が 31%、IQ70 未満は 3 名に過ぎなかった。 19)

また、1956(S31)年に開校した大阪府立養護学校（現、大阪府立堺特別支援学校）の開校年度には、小学部 1 年生から 5 年生までの 63 名の児童が入学した。選抜制度は S54 年の養護学校義務制まで続く。中学部は 1958(S33)年からで一年生のみを受入れて、三年生まで揃ったの 1960(S35)年であった。高等部は 1961(S36)年度に一年生のみで始まり、中学部卒業生の全員受入は 1976(S51)年度からである。選抜制から実質的に全入制になるのは 1977(S52)年からである。当校では、1979(S54)年度の義務制により重度重複化が進み、1980(S55)年度から訪問教育をスタートさせている。ちなみに 1969(S44)年度高等部卒業生 34 人の内、大学進学 7 人の他、各種学校・訓練校と合わせると約半数を占めている。 20)

更に、1958(S33)年 4 月開校の京都市立呉竹養護学校は、翌 34 年度学校要覧によると、小学部 1 年～6 年、中学部 1 年の児童生徒数合計は 96 名で、IQ77 ～ 141 以上が 90%近くを占める。各学年とも 15 名前後の児童生徒数だが担任は各学年 1 人で、校長と教頭を合わせて教員数は 9 名であった。 21)

これら、3 校の受入状態から推測できるように、開校時点では「選抜制」で、比較的軽度な児童生徒に絞って入学を受け入れている。つまり、重症児は全くか殆ど受け入れない実態が、ことの是非は別にして、当時としてはそれが現実であったと理解できる。

3) 京都府として初めての学校開設であったこと

三つ目には、この時期までに府下においては、肢体不自由児の診療・療育・教育・訓練機関による実践は皆無に近く、かつ、府教育委員会担当者や開設準備室の教員にとっても、初めて府立の養護学校を開設するのであり、とりわけ重症児の教育実践に対する明確な展望を持ち得てはいなかったであろうことがあげられる。

そんな中で、府教委の下に設置された開設に向けた「S41 年度、開設準備室」では、1966(S41)年 10 月以降に、東京、静岡、大阪、兵庫・岡山等の既設の肢体不自由養護学校を研修視察して、施設設備や教材教具、教育課程編成等について学ぶと共に、入学選考基準についても集約されている。その集約された中から入学選考基準について特徴的なものを拾い上げると次のとおりである。 22)

『 年齢については ①学齢児児童生徒、②6 歳～18 歳

身体については ①身体障害の極度に軽い者は除く ②重症のため学習困

難な者は除く ③機能障害に伸長又は改善の余地がある者

④一人で 50 m 程度歩行でき、一人で用便のできる者

知能については ①教育の対象となり、教育効果を期待し得られる者

②I Q 60 以上の者 ③I Q 70 以上であって適当学年に編入

しても教育を受けられる可能性のある者 』

この様に、S41 年当時の他府県の既設肢体不自由養護学校の殆どが、選抜により比較的軽度の障害児に限定（優先）して選考・入学させているのが実態で在ったことがよく分かる。

4) 当時の府教委及び準備室、開校後の学校・教職員の考え方

当時に作成されたとと思われる討議資料「重度、重複障害児に対する教育措置について 観察学級 S42,11,27」に次のように書かれている。 23)

『 本校の新入学児童の就学状況からみても、重度、重複障害の脳性麻痺児が今後とも相当数入学希望してくることが予想される。教育の機会均等、教育を受ける権利の保障という立場からこれを考えるとき、全員入学が理想の姿といえるであろうが、反面、養護学校が彼らを受け入れるだけの能力を持っているか、又持つべきなのかということを考えるとき、必ずしもそうではないと言えるのではなかろうか。今日の特殊教育が、児童生徒の障害に応じて、その子どもに最も適切であろうと考えられる教育環境に分類収容している段階である以上、重度、重複障

害児に対して、養護学校としての受け入れられる能力の限界を明示し、彼らに最も相応しい環境を指示、進路の指導をすることが大切であろうと考えられる。

1 教育措置基準

(1) 重症心身障害児と考えられるものについては、適切な施設への進路指導をなし、原則として養護学校の対象としない (2) その他養護学校における学習、生活が困難と思われるものについては、個々の事情に応じ最も適切と思われる教育的措置をとる。

2 基準設定の根拠

(1) 「心身障害児の判別と就学指導」文部省 41,10 (2) ア「重症心身障害児の基準」(厚生省) イ「重症心身障害児対策促進協議会」答申文 37,7,11 (3) 精神薄弱児の新しい判別基準とその教育的措置 (4) 精神発達の面から考えられる教育の可能性

3 教育的措置

4 当面の課題 』(2, 3, 4は項目のみ転記した)

このように、開校して半年後の時点でも、学校側の見解としては、『重度、重複障害児(「重症心身障害児」)は、基本的に福祉の対象である』と考えられていたことが伺える。

一方で、初年度に作成された「すべての子ども達の発達と教育を受ける権利の保障をめざしてー肢体不自由児の実態と教育課題ー」の標題は、「すべての子ども達の発達と教育を受ける権利の保障をめざして」となっており、どんなに重度・重複の子ども達であろうとも受け止めて実践しようとする方向付けも、同時期に校内教職員の中に在ったことも伺える。24)

2 開設を実現するに至った背景

以上、開設に至る経過を追ったが、準備会発足から僅か一年半余りで開設を実現するに至った背景を探る。

(1) 京都府下の当時の不就学児(就学猶予・免除児)数

1947(S22)年の学校教育法施行、6・3制義務教育の開始と盲・聾学校の1948(S23)年4月から学年進行での義務教育スタートとは別に、学校教育法23(現18)条

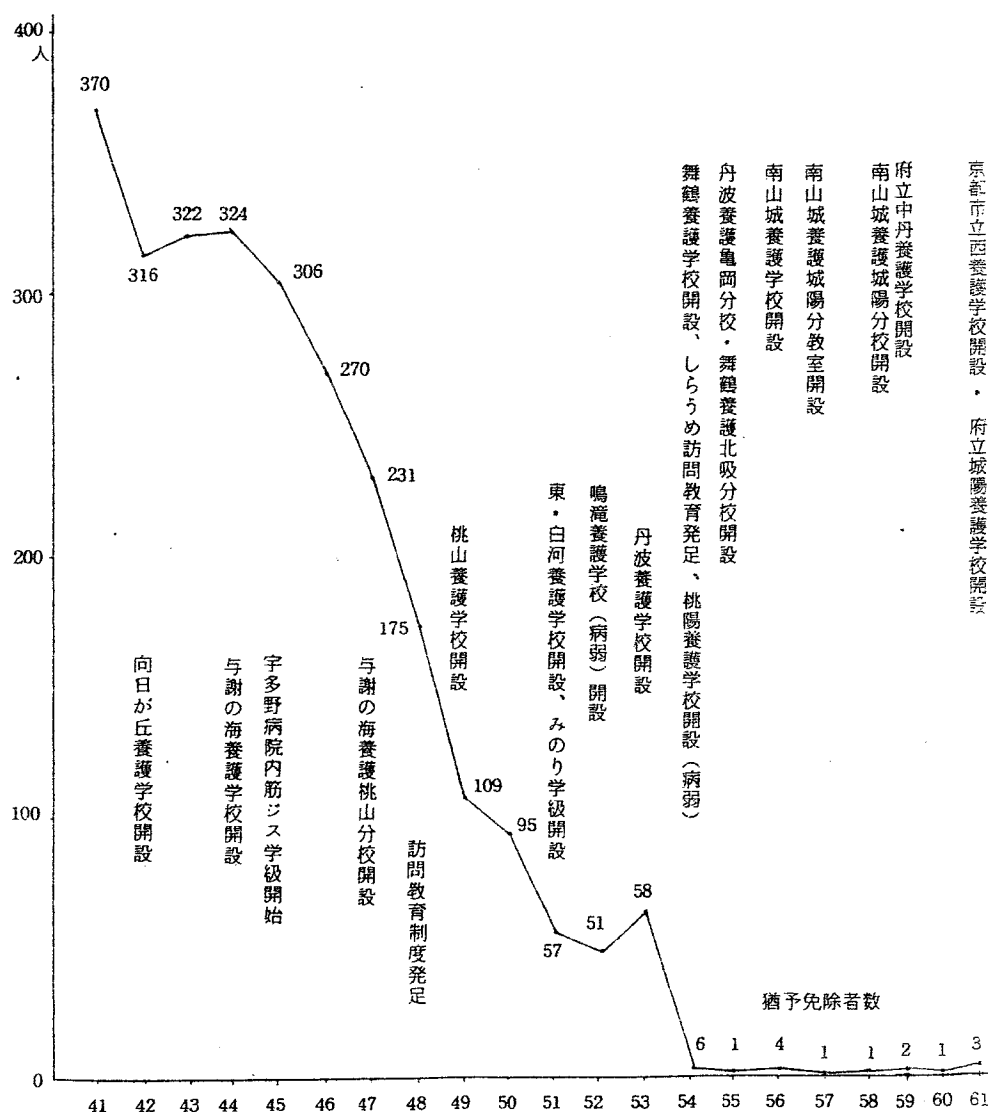
の就学義務猶予・免除規定並びに附則第9条の規定により、養護学校の義務制施行は、結果として1979(S54)年4月まで留め置かれた。そのために、就学義務猶予・免除児童生徒が1965(S40)年度には全国に22,383人(1948(S23)年度には37,718人、1956(31)年度には32,265人)もあった。

1956(S31)~1980(55)年度までの「京都市を含む府下の就学猶予・免除児童生徒数の推移」は、次のとおりである。

表7 京都市を含む府下の就学猶予・免除児童生徒数の推移(S31~55年度) 25)

年度	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55
人数	541	429	297	346	305	370	322	306	231	109	57	58	1

次のグラフは1966(S41)~1986(61)年度までのものである。 26)



1965(S40)年度の府内の就学義務猶予（全 192 名）・免除（全 35 名）児童生徒の起
 因別・地域別数は次の表 8 の通りである。 26)

表 8 1965 年度就学義務猶予（上段）・免除（下段）児童生徒の起因別・地域別数

起 因 \ 地 域		京都市	乙 訓	山 城	南 丹	北 葉	中 丹	与 謝	丹 後	計
肢 体 不 自 由	脳 性 ま ひ	3 9	7	8	1 0	1	4	3	6	7 8
	脊 髓 性 小 児 ま ひ									
	先 天 股 脱	1		1	1					3
	進 行 性 筋 デ	1						1	3	5
	ス ト ロ フ ィ									
精 神 薄 弱	そ の 他	4								4
	精 神 薄 弱	3 6		2	3		6		8	5 5
	他 の 疾 患 と 重 複 の	6							1	7
	す る も の									
	蒙 古 症	5	2							7
慢 性 疾 患	そ の 他									
	心 臓 疾 患	7					1	1		9
	ネ フ ロ ー ゼ	2			1					3
	結 核 性 疾 患						1			1
	そ の 他	4					1	1		6
そ の 他	虚 弱 発 育 性	4	2	1			1			8
	視 力 障 害	1							1	2
	教 護 院 入 院	4								4
	そ の 他									
	計	1 1 4	1 1	1 2	1 5	1	1 4	6	1 9	1 9 2

起 因 \ 地 域		京都市	乙 訓	山 城	南 丹	北 葉	中 丹	与 謝	丹 後	計
肢 体 不 自 由	脳 性 ま ひ	1 2	1	2	2			1		1 8
	脊 髓 性 小 児 ま ひ				1					1
	そ の 他						1			1
精 神 薄 弱	精 神 薄 弱	7		1	3					1 1
	重 複 障 害	1								1
	蒙 古 症	1								1
慢 性 疾 患	心 臓 疾 患	1								1
	ネ フ ロ ー ゼ									
	精 神 疾 患	1								1
そ の 他	そ の 他									
	計	2 3	1	3	6		1	1		3 5

(2) 地域的背景

京都市の西南地方に辺り、桂川と西山に挟まれた気候・風土は温暖で、古くから大阪・西国へと結ぶ交通の要衝にあり、JRや阪急電車の公共交通機関が整っていることもあり、近郊農業が発展する一方で、S30年代後半から40年代にかけて大阪・京都市のベッドタウンとして田畑が宅地に変わり、急激に人口が増え、保育所や学校建設等の住民運動が活発に展開された地域である。府の統計資料「京都府の人口」によると、1960(S35)年以降の乙訓(3市町村を合計した数)の人口推移は次のとおりであり、1965(S40)年から1970(S50)年の十年間で約7万人も増えている。

表9 乙訓(3市町村を合計した数)の人口推移 27)

年度	S35年	40	50	60	H7	20
人口	31,130	52,104	120,469	144,175	147,866	149,527人

この頃、特に向日市や長岡京市では旧来の街の秩序が崩れはじめ、それまでの保守的勢力に変わって革新的勢力が台頭し、その中核に乙訓教職員組合をはじめとする乙訓地区労働組合協議会(乙訓地労協)が位置付き、乙訓高校設置運動や保育所全入運動、平和運動、母親大会等、多様な住民運動が展開されていた。

先に、1の(1)で紹介したように、「準備会」を呼びかけた二人の母親も、こうした地域住民運動に加わり、自らの願い・要求について周りから励まされ、援助を受けてここまで実現できたと推測できる。更に、「父母の会」結成以降の、乙訓設置の誘致運動の段階で、乙訓統一メーデー(1966(S41),5)の地域スローガンの筆頭に「乙訓に肢体不自由児の施設を！」が掲げられ、代表幹事が議長団の一人に選ばれるといったふうに、労働運動の中に位置付けられて発展した側面も大きいようである。

乙訓教職員組合では、父母の会例会に代表者を派遣するようになったし、6月1日には、乙訓地労協内に「乙訓肢体不自由児父母の会後援会」が発足し、地労協加盟の組合員及びその家族の自由加盟として、月額一口10円の会費が父母の会に寄付される他、父母の会を後援する事業及び活動を行うとしている。

(3) 特殊学級が少なかったことによる教育実践上の背景

先に人口推移でみたように、S40年代はベッドタウン化による人口の急増に伴い児童生徒数も急増し、小・中学校が次々に建設された。特殊学級も次第に開設されるが、1966(S41)年度時点では小・中合わせて2学級であり、同年度の与謝・丹後、舞鶴・福知山・綾部の中丹地域や宇治市以南の山城地域の特殊学級開設と比較して明らかに少なかったことが次の表からも分かる。

表 10 1966(S41)年度京都府下の地域別特殊学級数と在籍児童生徒数 28)

	乙訓	山城	北桑田	南丹	中丹	与謝	丹後	京都市	計
小 学級数	2	15	3	10	26	13	8	53	130
児童数	17	95	20	69	236	80	55	372	944
中 学級数	0	14	3	5	15	5	6	34	82
生徒数	0	103	23	38	137	35	49	269	654

ちなみに、乙訓3市町の小・中学校数と児童・生徒数及び特殊学級数の推移は、京都府の該当年度「学校基本統計」によると次のようになっている。

表 11 乙訓3市町の小・中学校数と児童・生徒数及び特殊学級数の推移 29)

年度	S 3 5	4 0	4 5	5 0
小学校数	4	5	7	1 5
児童数	3430	3673	7636	12764
<u>特殊学級数</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>1 5</u>
中学校	2	2	2	6
生徒数	1996	2287	2963	4708
<u>特殊学級数</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>7</u>

なお、1950(S25)～2009(H21)年度迄の府下の特殊（特別支援）学級の推移は、府教委発刊の「H21 年度京都府の特別支援教育」に「府内特別支援学級数及び児童生徒数の推移」として示されている。 30)

このように「乙訓肢体不自由児父母の会」が動き出した頃には、特殊学級が2学級と少なかったためもあってか、準備会の段階から「乙訓郡精神遅滞児教育研究会」代表が参加してはいるが、教育実践上の積み上げや「父母の会」への協働・助言・支援という点では、後述する与謝・丹後の特殊学級担任達のような地域に根ざした教育実践や「親の会」との協働とはかなりの質的・量的な違いがあったものと推測される。それは、開設までの取組過程を通して、「子どもたちの障害等を踏まえて〇〇〇のような教育活動を進める学校を」といった学校・教育実践の在りようを展望する言動が見えてこないこと、更には、開校直前になって重度重複障害児の入学許可をめぐって保護者と準備室の間で対立が生じて深刻な状況になったことに顕れていると考える。

（４）国の「肢体不自由養護学校都道府県義務設置推進」の背景

S31(1956)年6月、参議院議員を中心に各会派共同提案（議員立法）という形で第24回国会に提出された「公立養護学校整備特別措置法」（法律第152号）が成立し、S32年4月施行によって、東京都立光明小・中学校及び神戸市立友生小学校はそれぞれ晴れて、「養護学校」に名称を変更（S32(1957),4）した。S31(1956)年に開校した大阪府立養護学校（現、堺養護学校）、愛知県立養護学校（現、名古屋養護学校）と合わせて計4校の公立肢体不自由養護学校が「公立養護学校整備特別措置法」の適用を受けることとなった。S34(1959)年末には8都府県で計12校（他に2分校）が設置されている。

文部省はS35(1960)年度を初年度とする5ヶ年計画を立案（S34,1,13 特殊教育振興計画公表・・・S42,4 を目途に肢体不自由養護学校都道府県義務設置政令の公布意向示される。）して、養護学校と特殊学級の設備費の補助を予算化して都道府県に設置を勧奨した。その場合、知的障害児は数が多いので、当面は特殊学級を増設することでカバーし、肢体不自由児は医療と密接不可分なので先ず養護学校を整備していくという方向で取り組まれた。

従って、S30年代後半には、これまでに児童福祉法に基づく「肢体不自由児施設」

の中に開設されていた肢体不自由特殊学級や分教室が、だんだんと養護学校へと看板を変えていくことになる。

しかし、用地取得費には国の補助の無いこと、建設費も実質的には 2/3 近い負担になること等もあってなかなか設置が進まず、すべての都道府県に肢体不自由養護学校設置が実現したのは 1969 (S44) 年度で、滋賀県が最後になる。

(5) 府の養護学校設置準備推進の背景

こうした国の「5 ヶ年計画」に応えるべく、京都府は兼ねてから計画中(1962 (S37) 年度精薄養護学校設置案作成)の精薄養護学校に先行して 1967 (S42) 年 4 月開設を目途に肢体不自由養護学校設置方針決定していたようであり、少なくとも数年前から養護学校設置に向けて準備を進めていたことが推測できる。

開校当初に作成された「京都府立養護学校設立沿革の概要」には、次のように述べられている。 31)

『 S40,12 実態調査を基に設置基本構想成案

(山城地方 1 校、中丹地方 1 校、第 1 年度 A 校、小 1 ～中 2 まで 8 学級、又は小学部 8 学級中学部 1 学級の案で通学バスでなるべく多く通えるように南北 2 校必要論である。)

S41,2 府下全域にわたって肢体不自由幼児・児童・生徒の実態調査

小 1 ～中 1 445 名 就学猶予免除 88 名 (除京都市)

3 歳～6 歳児 144 名 (除京都市)

検討の結果、養護学校が望ましい者 180 名 (在校生中)、18 名 (猶予免除中)、

計 198 名 入学希望者 144 名 (在校生中)、48 名 (猶免中)、内入舎して
でも希望 74 名 』

これらを裏付けるものとして「昭和 40 年度特殊教育資料」には、次の項目で記載されている。 32)

①特殊教育対象の児童・生徒数、②精薄特殊学級設置基準、③特殊学級設置状況、④特殊学級対象児童生徒の判別基準と教育措置

また、その翌年 (S41 年 11 月) 度には、学校教育課発行の小冊子「特殊教育のために」には、次のように書かれている。 33)

①障害種別の推定数・就学者数・適正就学率 (S41,5,1 調査) ②教育局別・障

害種別の就学猶予免除者数（S40 年度、全計 227 名）③地域社会と保護者に対する啓蒙と指導

以上から明らかなように、1966(S41)年には全府下に 370 名もの就学義務猶予・免除児童生徒が存在した。当時の乙訓地域は、人口の急激な増加に伴う住民運動の高揚期に入ろうとする時期にあつて、肢体不自由児の親達の願いが表舞台に出ることが認められようとする状況が整いつつあったといえる。加えて、国の施策として全ての都道府県に肢体不自由養護学校設置を強力に進めようとしていた背景もあつて、父母の会設置から僅か一年半で開校を実現することになったのである。

3 児童生徒の実態

この節では、「地域制・総合制」を検証する意図を持って、児童・生徒の障害種出身地域、重複の状態等について分析する。

(1) 初年度の実態

・・府下全域（京都市を一部含む）を校区とする肢体不自由養護学校として・・

①障害種別

	人数	C P	ポリオ	その他の麻痺	骨疾患等
小学部	53(21)人	34	8	8	3
中学部	21(10)	8	6	4	3
計	74(31)人	42(56,8%)	14(18,9)	12(16,2)	6(8,1)

()内は居宅委託で内数

②出身市郡別	乙訓	山城	南丹	京都市	計(通学)	居宅委託	全計
	11	14	9	9	43	31	74人

以上①、②は、「S 42 年度学校要覧」(4～9 月暫定期間中)参照。 34)

③重複障害調査から

肢体不自由のみ	二重障害	三重障害	四重障害	計
21	17	36	15	89人

④ 猶予・免除者中、本年度入学者（28人）の年齢別調査

	7歳	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17・・・26
1年入学	12	5	1	2			1		1		1人
2年以上へ編入						1	1	1		1	1人

以上の③、④は「すべての子ども達の発達と教育を受ける権利の保障をめざして――肢体不自由児の実態と教育課題――」から拾った。 35)

(2) 初年度児童生徒の特徴

以上に示した実態から、開校初年度の児童生徒の実態を次のように特徴づけられる。

- ① 全員が「肢体不自由」を主障害とし、およそ 3/4 が重複障害児であった。
- ② 「居宅委託」の 31 人の出身地は不明だが、おそらく中丹・丹後・南山城といった遠隔地のため、寄宿舎完成までの待機組と考えられる。
- ③ よって、校区は京都市を含む府下全域からの入学であったと推測できる。
- ④ 就学猶予・免除扱いになっていた子ども達で S42,2 調査で入学希望者は 71 名あった。同年 4 月現在でその内 23 (約 1/3) 名を受け入れている。
- ⑤ 26 歳をはじめとしてかなりの学齢超過であっても小学 1, 2 年生として入学している。

(3) 開校当初の教職員体制、教育条件等

同年度の学校要覧（児童生徒数 74 名の段階）によると、教職員は、校長 1、教頭 1、教諭 14、養護教諭 1、事務職員 3、実習助手 1、技術員 1、寮母 6、助手（添乗） 2、用務員 1 とあり、総勢 31 人であった。

スクールバスは 2 台で園部発の北コースと三山木・玉水回りの南部コースであった。校舎は 3 月 25 日に普通教室 4 室分の仮校舎が完成していたものの、「建設工事完工式」が行われたのは翌年（1968(S43)年）1 月 10 日のことであった。

児童生徒の実態や児童生徒数に対する教職員数の対比、バスコースや校舎等施設設備の教育環境から、子ども達・保護者・教職員そして担当された行政関係者の厳しかったであろう実践・運営が想像できる。

(4) 開校から20年間の児童生徒実態表

「1986年度創立20周年記念紀要」の「開校から20年間の児童生徒実態表」を転載する。障害種の変化や1968(S53)年度から乙訓3市町の「知的障害児」をも受け入れたことが分かる。 36)

資料1 開校時からの障害実態表

京都府立向日か丘養護学校

年次	麻痺性疾患				全疾	骨疾	関疾	形異	進行性筋	ジストロ	外傷による変形	その他	合計	調査時	在学中の死亡								
	脳性麻痺	性麻痺	ポリオ	その他	身患	患	節患	態常	筋	症													
42	62	13	8			1	1	1	1			2	89	42.10.1									
43	84	11	5		3	3		2	2			3	113	43.9.1									
44	107	10	6		2	5		1	1			2	135	44.6.1	小3♀進行性筋ジストロフィー症								
年次	全身病				骨関節疾患及びその後遺症		麻痺性疾患				形と動きの異常				左記の分類以外	合計	調査時						
	進行性筋ジストロフィー症	発育障害	骨節炎	その他	先股脱	骨節炎	ポリオ	その他の麻痺	脳性麻痺	片麻痺	その他の麻痺	先天性	奇形	切断					外傷による拘縮				
45	3	3	1	1	9	4	128	4				3	1	1	3	161	45.5.1						
46	1	3	1	1	7	1	147	9				2	1		20	193	46.5.1	小1♂脳性麻痺（アテトーゼ型）					
47	3	4	2		8		154	10	2			1	1		22	207	47.5.1						
48	3	7	3		7	3	161	3	8					1	1	20	217	48.5.1					
49	3	4	3		6	2	158	4	5					1	1	34	221	49.5.1	中2♂脳性麻痺（失調型） 高2♂側索硬化症				
50	3	8			3	2	144	10						1		30	201	50.5.1	小3♀脳性脂肪症の疑い 中1♂脳性麻痺（アテトーゼ型）				
51	1	3			2	3	135	10	2							31	187	51.4.9	50年小2♂中3♀交通事故死 高1♂脳性麻痺（アテトーゼ）				
52	1	4			1	1	131	8	5					1		21	173	52.5.1	中1♀脳性麻痺（アテトーゼ型）				
年次	脳性疾患				脊髄・脊髄疾患				筋原性疾患				弛緩性麻痺疾患				その他の分類にも入れられぬ	合計	調査時				
	脳性小児麻痺				その他の脳性麻痺				脊髄・脊髄疾患				筋原性疾患								弛緩性麻痺疾患		
	痙直型	アテトーゼ型	強剛型	低緊張型	混合型	脳外傷後遺症	脳水腫	その他の脳性麻痺	脊椎側弯症	二分脊椎	脊髄損傷	その他の脊髄疾患	進行性筋ジストロフィー症	重症筋無力症	その他の筋疾患	ボリオ	分娩性麻痺	弛緩性麻痺	その他の弛緩性麻痺	M.R.・自閉性障害			
53	48	54			10		4		1	5		1				1	1	1	19	18	162	53.5.1	
54	27	35			6	2	3		1	4		2					1		25	32	138	54.5.1	小2♂ルイパー症候群
55	30	33			5	3	1		1	4		2					1		46	34	160	55.5.1	
年次	脳性麻痺				進行性筋ジストロフィー症	奇形	脊髄損傷	骨疾患	変性疾患	脳炎及び髄膜炎	急性脳症後遺症	心手術後遺症	脳腫瘍術後後遺症	てんかん	M.R.	自閉性障害	ダウン症候群	その他の	合計	調査時			
	痙直型	アテトーゼ型	混合型	失調型	進行性筋ジストロフィー症	奇形	脊髄損傷	骨疾患	変性疾患	脳炎及び髄膜炎	急性脳症後遺症	心手術後遺症	脳腫瘍術後後遺症	てんかん	M.R.	自閉性障害	ダウン症候群	その他の					
56	27	27	9	1	5	3	1	2	3	4	1	2	1	9	41	11	4	9	160	56.5.1	高1♀ルイパー症候群		
57	29	23	10	1	5	3	1	2	2	6	2	2	2	7	52	10	6	5	168	57.5.1			
58	32	20	9	1	5	3	1	3	4	5	2	2	2	7	55	11	7	5	174	58.5.1			
59	33	20	7	2	6	4		3	4	6	3	2	2	8	69	16	9	7	201	59.5.1			
年次	肢体不自由												知恵おくれ				合計	調査時					
	脳性麻痺				進行性筋ジストロフィー症	変性疾患	骨疾患	脳炎及び髄膜炎	急性脳症後遺症	心手術後遺症	脳腫瘍術後後遺症	その他の	知恵おくれ	自閉性障害	ダウン症候群	その他の							
60	35	16	8	2	5	4	2	6	4	2	2	6	92	65	25	12	5	107	199	60.5.1	小5♀知恵おくれ交通事故死		
年次	肢体不自由												知恵おくれ				合計	調査時					
	脳性麻痺				進行性筋ジストロフィー症	変性疾患	骨疾患	脳炎及び髄膜炎	急性脳症後遺症	脳血管異常	二分脊椎	その他の	知恵おくれ	自閉性障害	ダウン症候群	その他の							
61	34	13	8	2	4	5	4	2	2	6	80	66	23	12	8	109	189	61.5.1		高3♂進行性筋ジストロフィー症			

なお、2009(H21) 5.1 現在の地域別児童生徒数（「H21 年度学校要覧」）は次のようになっている。37)

出身市町	長岡京市	向日市	大山崎町	宇治市	八幡市	計
児童生徒数	5 5	3 8	1 2	2 0	1 1	1 3 6 人

＜但し、宇治市・八幡市は主障害が肢体障害のみ＞

4 小括

（１）「地域制」について

開設に至る経過から明らかなように、起点・核は「乙訓肢体不自由児父母の会」であるが、府下各地域の肢体不自由児父母（親）の会に呼びかけ、既設の京都市立呉竹養護学校と連携しつつ、京都市の一部も含めた全府下を校区とする府立初めての「肢体不自由養護学校」としてスタートした。したがって、この学校の校区は京都市内の一部も含んだ府下全域であり、特定の「地域」は無いと云えよう。

しかし、一つは、この運動の核が「乙訓父母の会」であったことや、乙訓３市町行政当局や府の乙訓関連行政機関が積極的な協力や支援を展開したこと、統一メーダーの１番目のスローガンに掲げられる等乙訓の住民・労働運動の中に位置付けられて取り組まれ発展したこと等から、「たまたま乙訓に開設された府立養護学校」ではなく、「我らの地域・乙訓に開設させた（して貰った）府立最初の養護学校」として、乙訓地域の行政・住民・関係機関に根ざし支援されて開設され、開校後の実践も発展していったことは確かであろう。

今一つは、こうした乙訓地域の活動、とりわけ在宅になっていた重症児をも受け止めた実践が、与謝の海養護学校の運動とその後の実践と絡み合って教訓として整理され、口丹波及び山城地域等の「家から通える養護学校設置運動」に灯をともし、S50 年代に入って校区を分割しつつ、次々と開設された「地域に根ざし、地域に責任を持つ養護学校づくり」を産み出す土台を創ったと考える。

（２）「総合制」について

開設に至る経過から明らかなように、乙訓肢体不自由児の父母の会の要望は「肢体不自由児の治療・訓練・保育、ならびに、教育を行う府立の通院制の療育センタ

一乙訓設立」であった。一方、当時の国の施策が先ず肢体不自由養護学校を全都道府県に設置することにより、府としても 1965(S40)年度に不就学児調査をするなどその準備に努力していた。この両者の要望と施策が重なり合った結果として、主障害が肢体不自由児の学ぶ養護学校として実現したと理解できる。

そして、1967(S42)年 2 月から 3 月にかけての入学選考・入学許可の紆余曲折を経た結果として、重度の肢体障害児や知的障害等の他の障害を重複する児童生徒も含めて受け止めこととなった。このことから必然的に、「(4) 児童生徒の実態」のように、脳性まひ等による肢体障害を主障害としつつも二重、三重、四重の重複する児童生徒への対応、即ち、知的障害やてんかん等の他の障害に対する教育的・医療的・福祉的配慮も含めた実践・研究が重ねられた。こうした実践・研究が、後に続く府立養護学校の多様な障害種も受け止めて実践するという「総合制」への移行の基礎を創ったと考える。

(3) 重症（重度重複）児の受入をめぐって

第 1 節の (4) (5) で重症児受入の経過と当時の判別基準や学校側の考えを辿った。

現在の私達が、当時の府教委や準備室の先生方が、1967(S42)年 2 月最初の頃の選考で、「受け止めて教育できる子ども達を絞った」ことを一方的に非難することはできないと考える。当時の全体としての時代背景や障害児教育実践側の到達点も含めて客観的に理解したい。同時に、あの時代にあって、「重度な子ども達も、就学猶予・免除の措置を受けていた学齢超過の子ども達も、希望する子ども達全てを受入れよ！」と、粘り強く後に引かなかった父母の会の奮闘があったことの歴史的意味は重い。そして、最終的にはそれらの願いを可能な限り受け入れ、肢体不自由校としては初めて（おそらく全国に先駆けて）重症児を受け入れて実践した府教委や準備室の先生方の、当時としては画期的な英断、さらには受け入れて献身的に実践する中で、「すべての子ども達の発達と教育を受ける権利の保障をめざす」ことを学んだ教職員集団があったことを確認しておきたい。

V 1969(S44)年に仮開校した府立与謝の海養護学校の「地域制・総合制」

この章では、府立2番目の養護学校として、制度上は知的障害児を対象とする全府一区で開設された府立与謝の海養護学校の設立経過と児童生徒の実態を明らかにすることで、地域制・総合制について検証する。

1 開設に至る経過

(1) 与謝地方における特殊学級開設の拡がり

1) 桑飼小学校に開級から宮津小学校・宮津中学校に開級へ

与謝地方に特殊学級が初めて設置されたのは、桑飼村立桑飼小学校で、杵内（校内）操作により担任者を捻出して設置された。その担任になったのが青年教師・青木嗣夫である。当時は、校長をはじめ「こんな封建的な村では無理だ。」との考えが根強かったが、「子ども達のために、民主教育のために」と話し合って実現した。

同地方に次に設置されたのは宮津市立宮津小学校で、1954(S29)年度に、校内に特殊教育研究部を設置して実態調査を実施したり、事例研究会や診断法を作成したり、育友会主催の心理学講座や講演会を開くなどして準備をした。翌1955(S30)年に、杵内操作（三年生を1学級減にして）により、特殊学級が開設された。そして、「宮津小手をつなぐ親の会」を結成し、育友会が中心になって教員定員獲得の陳情を市教委や府教委に行った。

更に次の1956(S31)年には特別学級定員が1名配置されたが、更に校内操作で4年と5・6年に促進学級として2学級が増設された。同年、宮津中にも促進学級として特別学級が設置された。1957(S32)年には定数減により宮津小の促進学級が1減となる。

このように、特殊学級が開設される初期の頃には、定員や予算は配当されないで、担任もお金も校内で話しあい、保護者や育友会の理解と協力を得て「杵内（校内）操作」で実現させていった。

2) 学級設置が与謝地方全域に

1956(S31)年度からは、国の開設予算がつくようになり府の「計画設置」の指導により、学級設置が容易になる。1958(S33)年に岩滝小にできた特殊学級は、本地方最初の「新設に伴う国庫補助」を得て開設された。が、同年の与謝小・石川小は、杵内操作による開設であった。1959(S34)年、与謝小・石川小・宮津小に定員配置が成る。更に宮津小に杵内操作による特別学級が増設され、計小7学級、中1学級となった。1960(S35)年、加悦小・伊根小・由良小に学級設置される。1961(S36)年、岩屋小・宮津小に定員配置。これで小に11学級、中1学級、計12学級となった。

こうして、与謝の海養護学校が仮開校した1969(S44)年度には、小学校に14学級、

中学校 6 学級の計 20 学級が設置されていた。

この間の、与謝地方の動きは、「よさのうみ第 21 号 1 学校設立運動史と学校の沿革」に、次のようにまとめられている。 38)

S26 年度 桑飼村立桑飼小学校に「特別」学級設置

- 28 桑飼小に問題児研究会、桑飼村に「手をつなぐ親の会」結成
- 29 宮津小学校に特殊教育研究部
- 30 郡の教育研究会に位置付け
- 34 第一回与謝地方特殊教育研究集会（宮津小にて 230 名参加）を確認
 - 1、本地方に精神薄弱児収容施設をつくる運動を進めること
 - 2、特別学級増設のための活動と予算、定員獲得の運動を進める
 - 3、小・中一貫した特殊教育ができるよう各中学に働きかけるを関係機関に要求書・嘆願書として提出した。

与謝教職員組合の中に特殊教育サークルおかれる

伊根町・宮津市・岩滝町で特殊教育研究会が開かれる。

設置希望校を調査し、設置促進に乗り出す。

希望校として、伊根小、本庄小、日ヶ谷小、吉野小、世屋小、
宮津小、栗田小、由良小、岩屋小、加悦小

宮津市に精神薄弱児施設を設置すべく、施設設置特別委員会が設けられ
施設設置に対する研究体制が施かれ、教員代表も参加する

- 35 第一回与謝地方特別学級連合運動会（宮津島崎公園にて）

- 36 与謝郡手をつなぐ親の会結成

府下特殊教育合宿研究集会を宮津で開催

宮津市議会に「養護学校設置請願」提出（一夜のうちに四百数十名の署名を採るという親の会の精力的なとりくみ）

2 取組を進める中での教師集団と父母集団の育ち

（1）当時の教師集団の活動と育ち

この地方でも、教師達は日々子ども達との実践を大切にしつつ、一方で戦後の民主主義教育と、それを抑えようとする国の「勤務評定」「全国学力一斉テスト」に対して、教職員組合を中心に立ち上がった。所謂、「勤評闘争」「学テ反対闘争」で、父母府民を巻き込み、一斉ストライキも含めて闘われた。特殊学級担任達も、「勤評は戦争への一里塚」「学テの本質は差別を再生産するもの」と捉えて運動に参加した。そういう情勢下にあって、保護者や地域の人達と教育を語り合う中で、特殊学級の必要性を訴え、保護者・育友会と一緒に学級設置を行政に働きかけ、結果として、当地方の学校に特殊学級が次々と開設されていった。

（2）父母集団の活動と育ち

特殊学級が開設される初期の頃には、障害のある子ども達の親よりもむしろ育友

会が中心であり「同情・哀れみ」による活動が強かった。やがて、親・保護者達が学級増設の署名活動を一軒一軒廻って行ったり、映画の券売りをしたりする中で、「親の会は親自身がやらなければならない。口先で理解してくれる人は大勢いるが本当の親の気持ちを理解してくれる人は少ない。」と自覚していった。

中学の特殊学級閉鎖の問題が出たときには、校長と団体交渉が持たれたが、自分達だけでは不安ながら取り組んだ。こうして自覚した親達は、他校や他の町の教育委員会に学級設置を陳情したり、教育予算や教室改修の要望に取り組んだ。「先生は教室で授業を。交渉は私達がやります。」という時期を迎えた。

こうして、学級単位だった親の会が、1961（S36）年には郡一本の「与謝郡手をつなぐ親の会」となり200名を超す組織に発展した。

<1, 2節は、「よさのうみ10年のあゆみ（紀要・よさのうみ第20号）」からの引用を中心に迎った。39)>

3 養護学校設置実現に向けた地域ぐるみの取組

・・・全ての子ども達が学べる学校の実現をめざして・・・

特殊学級が次第に増えて実践と研究が深まり、学級ごとの単位だった親の会が郡一本になる中で、当初の精神薄弱児収容施設の要求からから養護学校設置請願へと発展し、更には市町村行政や一般の住民・市民にも働きかけた地域運動へと発展していった。ここでは、その経過や成果を探ることにする。

（1）精神薄弱児収容施設の要求から養護学校設置請願へ

1958（S33）年度に開いた「第一回特殊教育研究集会（宮津小）」確認の中の「本地方に精神薄弱児収容施設をつくる運動を進めること」の要望を受けて、宮津市にS37年度から精薄施設を設立すべく設置委員会が設けられた。それが、宮津市議会に養護学校設置請願がなされ、1961（S36）年12月に採択された。

この「収容施設要望」の取組から「養護学校設置請願」への転換の経緯について、青木嗣夫「未来をひらく教育と福祉」に次のようにまとめられている。40)

『 S33年度の研究集会の中で、郡の教育研究部は、管内の障害児調査の結果に基づいて、二つの点を提起しました。

（1）知恵遅れの子が普通学級の中に放置されていて、まだまだたくさんの障害児学級が必要である。（2）障害児学級に重度の子がいてはうまく教育できないので、精神薄弱児施設が必要であることの二点でした。

養護学校設置の根源はここにあると断言していいと言えます。すなわちこの問題提起を基にして、民生委員会が中心的にこの問題を取り上げ、宮津市に精神薄弱児施設設置特別委員会が設置され、市立の施設を持つための研究、調査活動が展開されはじめたのです。さらに、この委員会へ現場の教師の代表を参加させよとの要望を

出し、以後、現場の意見が委員会に反映する道を確認することになりました。

当初 S37 年を目途として開設することで、一定の研究調査が進められましたが調査を進める中で、一弱小地方自治体が独自で施設を持つことが、財政的に極めて困難であることが明らかになり、委員会自身進展しないままに年月を過ごすことになりました。』

『教育権が一体何であるかが追求され、また、入学させたいとの親の願いを正しく受け止める必要がある等が確認される中から、「とにかく学校に来れる子どもは、どんなに重度でも入学させるべきである」「親が付き添ってでも学校に来れること。大小便の自立ができていなくても指導責任は親が持つ」の二点を条件として、重度児の受け入れに踏み切ったのです。そして、重度の子ども達との取組の中で教師自らが多くのものを学び、その子らへの教育の方途も明らかとなってきました。そして、S33 年段階で担任会より提起していた「重度精神薄弱の子どもの教育は難しいので精神薄弱児施設が必要である」との考え方は誤りでないかの疑問が生じ、むしろ、「すべての子どもの教育権を守るためには、現行制度の中では養護学校の設置こそが必要なのではないか」と考えられてきました。そして数年、普通学校の中における「特殊学級」で教育保障すべきか、単独校としての養護学校がよいのか、等の論議が続いたのです。』

この引用箇所から、当時の特殊学級担任達が、福祉施設要望から学校教育での受け入れに踏み切り、更には、特殊学級か単独の養護学校が適切なのかと模索する経過と事実がよく分かる。何れにしても、こうした経過を経て、全ての子ども達を受け止める養護学校設立運動へと発展していったのである。

(2) 養護学校設置連絡協議会を核にして

そして、1961(S36),12 宮津市議会に「養護学校設置請願」提出以降、養護学校開設に向けた活動は急ピッチで進んだ。

「よさのうみ第 21 号(1 学校設立運動史と学校の沿革)」に、この間の動きを時系列で整理して、次のようにまとめられている。 41)

『S36,12 宮津市議会に「養護学校設置請願」提出(一夜のうちに四百数十名の署名を採るという親の会の精力的なとりくみ)

37 宮津市議会にて養護学校設置の請願が採択される。養護学校設置運動の口火が切られる

38(39) 第一回与謝地方特別学級児童生徒合同作品展

39,10 共産党府会議員団が来津して、「養護学校設置について府に一定の構想があることが明らかとなり」、手をつなぐ親の会、障害児教育研究部、与謝教組・奥丹教組、新婦人の会で「養護学校設置連絡協議会」が結成された。

40,7 宮津市教委・宮津事務所に養護学校問題、特別学級施設充実について

陳情。9月府議会に養護学校設置の陳情・請願書を提出。

- 11 知事來津に対して代表陳情をし、市長同席のもと「良い土地を市町と相談して決めて下さい」との発言を得る。

41,9 と 12 府会請願。

- 42,3 「第一回障害児・者を守る与謝・丹後集会（350名参加）」。

知事來津（「集会決議書」を手渡し陳情）

- 6 宮津障害児・者を守る連絡協議会結成。
- 9 与謝丹後一市十町の市・町議会に対して「養護学校設置早期実現のため、府に意見書の提出を求める」一斉請願運動に取り組み、全市・町で請願が採択された。
- 11 養護学校設置対府陳情団（バス1台、60名参加）は副知事・教育長・教育次長に陳情し、「予算要求し、実現に努力することを確約」を得る。
- 43,2 対府陳情で、知事より「S43年度土地取得、44年度建設」を確約。「日本一良い学校を建てましょう。」との言葉を受ける。
- 3 「第二回障害児・者を守る与謝・丹後集会」（500名参加）を開く。』

（3）「障害児（者）を守る与謝丹後集会」の意義と成果

第一回集会を前にして出された「わたしたちはなぜこの集会を計画したのか」（「討議資料 N o 1」）には、「与謝地方小学校教育研究会障害児教育研究部、同中学校教育研究会障害児教育研究部、障害児（者）を守る与謝丹後集会実行委員会事務局」の三つの組織が並んでいる。 42)

「討議資料 N o 1」には討議の柱として次のように書かれている。

『「1、障害児の実態とその教育の現状をほりさげよう。」「2、障害児をとりまくいろいろな問題を考えよう。」』について述べられた上で、結びの中に、『障害児教育の基本は、一人一人に行き届いた教育を保障することであり、無限に発達する可能性を信頼することであると考えます。内容としては、少人数だから行き届いた教育ができるということではなくて、障害に合った教育発達を保障する諸条件をどう整備するかということで、行き届くか届かないかが決められるということです。障害児教育が正しく発展するためには、どうしてもすべての子どもを一人の人間として尊重するという考え方が地域の中に成り立たなければならないのです。』と述べられている。

また、大会当日の「障害児（者）を守る与謝丹後集会要項」の「分散会のための基調報告」は次の3点から成り立っている。 43)

『「1、障害児（者）の教育や生活の実態を細かく深くつかもう」「2、障害児（者）の問題をいろいろな情勢との関わり合いの中でみんなの問題としてとらえて

いこう」「3、障害児（者）の諸権利を守る研究や運動の進め方をみんなで考え、実現の筋道を明らかにしよう』

その「3、障害児（者）の・・・」の全文は以下のようなものである。

『「めくらのおっさんが通る、めくらめくら」と言い、「あほうが通る、あほうが通る」、「あほうの描く絵はあほうみたいな絵やなあ」と言っている子が現実の教育の中で創られているとしたら、教師集団は徹底的な自己点検をしなければならないし、障害を持ちながら障害に合った教育が保障されていない子を見たら、これでいいのか、権利を守る教育とは何かを考えなければならないのではないのでしょうか。教育の体制も教育の中味もきびしく点検する必要があると思います。

「特別学級に入れて欲しい、入れるべきだ」と教師が訴えても承知しない家庭。教師だけの問題、親だけの問題でなく、地域の人々の考え方の問題も持っています。学校に行かせたくても適当な学校・学級がない、働きたくても職場がない、もっと充実した教育をと考えても設備がない。診断を、治療をと思っても適当な所がない。

障害児（者）一人一人の権利を守るために、それぞれの組織や機関は何をどのようにすればよいのか、また、この集会、実行委員会に結集された力を、具体的にどのように発展させたらよいのか、そして一つずつ障害児（者）の権利を守り、拡大するためにはどう研究し、運動するのか、実現の道筋を明らかにしましょう。』

この呼びかけ内容のように、特別学級担任集団を核とした「与謝地方小・中学校教育研究会特殊教育研究部」と学級増設・養護学校開設運動の中で育った「与謝地方手をつなぐ親の会」の活動が、やがて、「障害児を一人の人間として大切にする地域社会をつくらなければ、障害児・者の権利は守られない」として、様々な市民団体・住民に呼びかけ、「障害児（者）を守る与謝丹後集会実行委員会」を作って3回（3年）に及ぶ集会を開催するまでに発展した。

各年度の集会の成果について「よさのうみ10年のあゆみ」（よさのうみ紀要第20号）には次のように書かれている。 44)

第一回集会（S42,3,12）

『中心的には、障害児・者のおかれている実態とりわけ教育の中における差別の問題が迫られました。猶予・免除制度による教育権剥奪の実態や学力体制の進捗とかかわって障害児学級への差別の進捗など、そして養護学校設置運動の促進と民主主義教育の確立が強い要求として出された集会でした。

この集会の発展として各市町に「障害児・者の生活と権利を守る連絡協議会」を結成し、それを基礎に養護学校設置運動を強化することになりました。』

第二回集会（S43,3,10）

『この集会は更に大きな力を持って取り組まれました。前年の実行委員会を基礎

に、更に広範な組織に呼びかけ実行委員会は大きく膨らみました。京都市からの参加者も含め 500 余名が結集しました。この集会は、長い間の要求であった養護学校設置が決定され、土地購入の予算が組まれるという回答の中で開かれました。集会の中では運動の成果と民主府政の姿勢が評価されると共に、蜷川知事の「学校はあなた方がつくるんですよ。」ということが確認されました。それと共に地域の課題であった宮津火力発電所の問題が取り上げられ、障害者が公害によってつくり出されていることが明らかにされ、障害者問題が国民的課題として確認されました。』

第三回集会（S44,3,10）・・・1200 名の大集会となる

『養護学校建設の槌音の響く中での集会でした。各市町での取組が前進し、各市町に障害児・者の権利を守る集団が形成され、障害者団体の参加が前進し、障害者の要求が明らかにされ、要求実現への体制がつくり出された集会となりました。各市町に結成された障害児・者の権利を守る協議会は各市町へ独自に要求を出し、一つ一つ獲得していく力を生み出した集会といえます。「養護学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである」と確認してきた取組、三年にわたって積み上げてきた京都北部集会は、その基礎を造りだしたと云えます。その後、保育所に障害児を入所させる取組、青年学級をつくる取組、適正就学指導委員会をつくる取組等に、自治体独自の課題を追求する力となったといえます。』

この様に、「在宅になっている不就学児に学ぶ場を・教育を」と始まった養護学校開設要望運動は、「与謝・丹後（京都北部）集会」を通して、「養護学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである」ことを具体的に明らかにしていたと云える。

4 「入学申請運動」等開校に向けた取組

土地や建設が具体化し、学校名も「京都府立与謝の海養護学校」と決定する中で、「すべての子どもに教育を保障する学校」構想を具体的に獲得するために、入学希望者の実態を明らかにする目的で、入学申請書運動が展開された。

1967(S42)年2月の対府陳情にて知事より「S43年度土地取得」を、副知事より「S43年度土地取得、44年度建設」が確約され、「日本一良い学校を建てましょう。」と激励されて以降の動きは、月ごとにとというより日ごとに事態が進行した。

主な経過を列举すると次のようになる。

1968(S43),6,10、府管理課長より「岩滝町男山に決定したい」

7,6、44年4月から専攻科設置し、それに必要な人員を配置する

9,10、府立新設養護学校（精神薄弱）開設準備室設置

11,4～14 養護学校入学申請書運動（順次、各地域毎の親の会と交流）

1969(S44), 1,10 校名を京都府立与謝の海養護学校と決定

2,27 府教委と障害児者を守る連絡会の現地（宮津市）交渉で、S44 年度は高等部だけの仮開校となり、「開校と同時に入学を希望していた在宅未就学児に対しては、訪問指導教師を配置する」ことを確認

3, 7 ~ 12 入学願書受付

3,18 京都府条例第一号をもって京都府立与謝の海養護学校設置と公布

こうした経過の中で、「入学申請運動」が展開された。「よさのうみ 10 年のあゆみ（よさのうみ紀要第 20 号）」に次のようにまとめられている。 45)

『岩滝町に建設地が購入され、いよいよ建築計画が具体化する段階となりました。学校づくりの本番を迎えた私達は東京へ大阪へ既設の養護学校の視察団を送り、学校構想を立てる取組を進めました。集中学習会と称して夜遅くまで学習会を持ち、「どんな学校を!」、「どんな教室を!」と構想を練り上げていきました。その中で、「すべての子どもに教育を保障する」学校構想を具体的に獲得するために、入学希望者の実態を明らかにし、それを基として要求を実現し、併せて在宅児の親達を結集しようと取り組みました。いわゆる入学申請書運動です。

この取組は「要求で創り出す学校づくり」の運動であり、現在の学校の規模と内容をつくり出す上で決定的な役割を果たしました。更に、教職員が困難な場面に直面したとき、困難を乗り越える力と展望を与える上で重要な運動であったのです。それは、「この灯火を消すな」という合い言葉となって今に生きているのです。』

このように「入学申請運動」が、子ども達・地域の実態と願いに根ざす点でも、総合制の学校構想を実現していく点でも、その基礎となる取組となった。

5 初（1969(S44)）年度（仮開校）の取組から

工事の遅れがはっきりし、1969(S44),4 開校が絶望的になる中で、開校に向けた粘り強い交渉が展開されました。その経過について「よさのうみ 10 年のあゆみ（よさのうみ紀要第 20 号）P 30」には次のようにまとめられている。 46)

『S43 年 2 月、蜷川知事との本校開設の約束ができ、春を待つ待望の校舎建築のための造成工事が始まりました。しかし、敷地内から古墳出土という予期せぬ事態が起こり、本校開校は予定より一年遅れた S45 年度となってしまいました。このことは、学校設置が一日遅れれば一日、子ども達の教育を受ける権利が奪われることになる、一日も早く学校が造られるのを待ち望んでいた親や教師にとって堪えられないことでした。

校舎建築が遅れるなら、

何とか義務教育を終えた子のために高等部を!

今まで一度も就学の機会を与えて貰えなかった子に何らかの教育の場を!

と、何回か府教育委員会との交渉が持たれ、その結果、高等部別科仮校舎と、この在宅不就学児の就学前指導のための教員配置がかちとられました。』

こうして、変則的ではあるが、高等部別科仮開校と在宅不就学児の就学前指導のための教員配置が実現したのでした。

(1) 高等部別科 17 名生徒 10 名の教職員での入学式

S44.4.10、高等部別科 17 名生徒 10 名の教職員での入学式（岩滝町公民館）が行われた。仮校舎・自主通学可能な者という限られた条件下での発足である。

「よさのうみ 10 年のあゆみ（よさのうみ紀要第 20 号）」によると『校舎建築の遅れから校舎は岩滝町から借りた児童館とプレハブの教室、もちろんスクールバスもなく入学する生徒達は自分で通学できる者に限られました。』とある。 47)

(2) 9 月、就学前指導開始

先に述べたような府教委との確認に基づき、9 月 1 日に訪問指導担当教諭枠が配置され、9 月 9 日から 12 日にかけて、丹後、与謝、中丹地域の 7 会場で、地域別面接が行われた。

その対象となった 64 名（実質 56 名）の実態が、「不立文字 第一集」（1996）松本宏「第七章在宅未就学児の就学前指導実施の概要、三の 2、入学希望の在宅未就学児実態調査集計」に、次のようにまとめられている。 48)

『(1) 入学希望再確認の結果（64 名中）

希望 47 名

考慮中 9 名（全員、舞鶴市立若葉学園在園中）

とり止め 8 名（内 1 名は再来年に学齢到達、4 名は普通学校に決定）

実質的なとり止めは 3 名。

(2) 56 名の障害の概況（精神薄弱の原因、または合わせ持つ他の障害）

CP 25、脳膜炎 2、弱視 2、点頭痙攣 2、ダウン氏症 6、精神分裂症 1、痙攣発作 10、肢体機能障害 18、歩行不能 10

(3) 言語による意思伝達の状況

伝受とも不可能 5、受可能の内・発語不可能 14、

受可能の内・かたことの発語で伝 8、伝受とも可能 29

(4) 日常生活における身辺自立度の概況

	全面解除	部分援助	ほぼ自立
衣服着脱	20	22	14
排泄	16	15	25
食事	11	6	39
歩行	10	4	42

また、9 月 1 日以降の就学前指導取組の経過は、「よさのうみ 10 年のあゆみ（よ

さのうみ紀要第 20 号) P 31 ~ 32」次のようにまとめられている。 49)

『第一段階として、中丹以北の入学希望者 51 名の子ども達に対する地区別面接と訪問が取り組まれ、子ども達の発達や障害把握と、その上に立っての家庭における指導上の助言等がなされていきました。・・・そのような親やこの願いや実体が明らかになるに従い、戸別訪問指導では限界があることがわかり、集団指導体制がとられていきました。

集団指導として、先ず全員本校集会が取り組まれ、・・・31 名が参加しました。生まれて初めて子ども同志の集団に入った子ども達は、ある者は親にじっとすがり、ある者は絶えず動き回るといふ様子を見せながらも、呼名、歌を聴く・歌う、リズムを打ち行進する等々初めて保障された学校教育に胸を弾ませて帰って行きました。

10 月の末からは、丹後地区・火曜日・峰山小学校、与謝地区・木曜日・本校、中丹地区・金曜日・舞鶴市若葉学園・市教委と、日時・場所が設定され、12 月末までに各会場 8 回と、45 年 3 月に各 2 回集団指導が実施されました。短い、不十分な集団指導の中でしたが子ども達は実にたくさんのことを獲得し、めざましい発達をとげました。

○出席する日の朝、近所中の人に「今日は学校に行くで・・・」と触れ回り、帰ったら「学校に行ってきたで・・・」と報告して回って喜びを近所中に広げたクニチャン。

○今日は勉強に行く日だと 12 時半に家を出ればいいのに、10 時頃から車椅子に乗り、早く行こうと玄関で待つノムラ君。

○「私は何も言わないんですよ。これまでは家ではいざり歩きだったのが、この前ここから帰ってから歩こうとし出しました。とうとう歩くようになりました。」と母親をびっくりさせたヒラノ君等々。

この就学前指導の取組は、ねたままの子どもを含め、すべての子どもの教育を保障しようとする本校の理念を実現していく上で、たくさんの貴重な教訓を残しました。』

以上のように、与謝の海養護学校は「校舎建築が遅れるなら、今まで一度も就学の機会を与えて貰えないまま既に義務教育年齢を終えた子等に何らかの教育の場を！」と、異例の高等部別科で仮開校した。合わせて、建築が一年遅れるために、入学を心待ちにして待機している子どもたちへ、「就学前指導」という形態での実践も始まった。こうした取組によって、翌年の 170 人規模で本格開校する実践土台が、子どもたち・保護者・教職員を含む関係機関・関係者の中に形作られていった。

6 本格開校 (1960 (S45)) 年度の児童生徒の実態

これまでに辿ってきたような歩みを経て、本格開校 (S45,4,10) した。校舎は未

だ建築中のため、式は宮津市立吉津小学校で行われ、始業式は 4,27 に、翌 28 日から授業が開始されている。地域制・総合制検証の視点から、児童生徒の実態に焦点を当てて「不立文字 第一集」等より該当資料を基に整理して一覧にした。 50)

(1) 学部別・主障害別児童生徒数

	人数	脳性小児麻痺	ダウン症	分娩児の異常	不明	その他
重複部	38人	25人	3人	1人	0人	9人
小学部	54	13	13	1	10	17
中学部	44	8	6	5	11	14
高等部	34	4	1	3	10	16
計	170人	50 (29.4%)	23 (13.5)	10 (5.9)	31 (18.2)	56 (32.9)

(2) 重複障害の状況

	学部	重複部	小学部	中学部	高等部	計
障害	肢体機能障害	16	11	7	3	37
	発作	10	5	7	4	26
	言語障害	37	25	18	9	89
	虚弱	2		1	1	4
	視力障害	2	3	3	2	10
	斜視	2	8	5	1	16
	聴力障害	1		1		2
	心臓疾患	2	2	1	1	6
	自閉症（傾向）	2		1	1	4
	計	74	54	44	22	194

(3) 行動の状況

	学部	重複部	小学部	中学部	高等部	計
状況	ねたきり	2				2
	座ったきり	2				2
	車椅子	5				5
	移動困難	20	2	2		24
	多動・放浪	13	15	11	2	41
	計	42	17	13	2	74

(4) 介助の状況

	学部	重複部	小学部	中学部	高等部	計
介助 全面介助		1 4				1 4
一部介助		2 5	1 9	6	2	5 2
介助不要		2	2 8	4 2	3 2	1 0 4
計		4 1	4 7	4 8	3 4	1 7 0

(5) 地域別児童生徒数と通学状況

出身市郡	<u>丹後</u>	<u>与謝</u>	中丹	両丹	京都	山城	(バス	舎	その他)	計
	3 8 人	5 6	4 1	1 0	1 6	9	(9 1	7 5	4)	170 人

(6) 本格開校年度の実態を中心にした在籍児童生徒の特徴

「地域制・総合制」を検討する視点で、(1)(5)を特徴づけると、次のとおりである。

- * 中心的に運動を進めてきた与謝・丹後はもとより最南部の相楽郡を含む全府下から集まってきたことがよく分かる。寄宿舎には 75 名(44.1%)が入舎している。
- * 制度上の「看板」は「精神薄弱養護学校」として開設されたが、170 名を主障害で分けると、脳性小児麻痺が 50 名で 29.4%を占めており、後に「知・肢併置校」として開設された丹波養護学校や南山城養護学校の比率とほぼ同じである。このことから与謝の海は開校時点から「知・肢併置(総合制)」校だったといえる。
- * 小学部の中に「重複部」を設けているが、就学猶予・免除になっていた児童・生徒の多くをここに位置付け、生活年齢にも配慮した実践が展開されたと推測される。
- * 重複障害の状況をその累計からみると、全体では言語障害(89 名)、肢体障害(37)、発作(26)視力障害・斜視(26)等が多く、学部別では、重複部は全員が二重・三重の重複で、小・中学部もほぼ全員が、高等部でも半数以上が何らかの障害を重複していると推測される。S50 年度の資料からは、小から高までの 220 名中、単一障児は 21 名となっている。
- * 行動の状況や介助の状況の表から、全体で 70 名前後(約 40%)が何らかの課題を持っていたことが分かる。

(7) 本格開校から6年目の実態

開校時の実態と比較するために、1975(S50)年度の「地域別・学年別児童・生徒数」「児童・生徒の障害状況」(表12)示す。 51)

表 12

(7) 昭和50年度、地域別・学年別児童・生徒数

地域 学年	丹 後						与謝・宮津						中 丹						南丹・北桑						京都・山城			合 計					
	久美浜町	網野町	丹波町	弥栄町	峰山町	大宮町	加悦町	野田川町	岩滝町	伊根町	宮津市	計	舞鶴市	綾部市	福知山市	大江町	夜久野町	三和町	計	和知町	日吉町	園部町	亀岡市	京北町	美山町	丹波町	計		京都市	山城町	木津町	計	
小学部	1					1	1		1		2	3	2	2	3			7														11	
	2	1			2	1	4				1	1	2	1	1		1	5														10	
	3	2	2	1		1	2	8	1		1	2	4	3	1	5	4	1	14													26	
	4	1	1			1	2	5		4		1	1	6	3		1			4	1		1	1		2	5					20	
	5					2	1	3	1	1	1		2	5	6	2	2	1		11	1	1					2	1			1	22	
	6		1		2	4	1	8	1	3	4		3	11	13				13	1				1			2					34	
	計	4	4	1	2	10	8	29	3	8	6	2	11	30	29	6	12	1	5	1	54	3	1	1	1	1	2	9	1		1	123	
中学部	1		3				3	1	1		1	2	5	1	1				2													10	
	2	1			1		2	1	1		1	1	4	1	1				2													8	
	3	1		2		2	5		1			1	2	1		2			3									3			3	13	
	計	2	3	2	1	2	10	2	3		2	4	11	3	2	2			7									3			3	31	
高等部	1	2	1	1	2		1	7				3	3	5		3			8				1			1	2			2	21		
	2				1	2	1	4		2	1	3	6	3	4		2	1	10								3			3	23		
	3	1		1	1	1	4		1		2	3	3		1	1	1	6					1		1	7	1			8	22		
	計	3	1	2	4	3	2	15		3	1	8	12	11	4	4	3	1	24				1		1		2	12	1	13	66		
合計		9	8	5	7	15	10	54	5	11	9	5	23	53	43	12	17	4	6	2	84	3	1	1	2	1	1	2	11	16	1	17	220

昭和50年5月1日現在

(8) 児童・生徒の障害状況

重複状況	主障害名	脳性小児マヒ	脳性マヒ	脳炎後遺症	真性テンカン	ダウン氏症候群	自閉症	ルビンシュタイン症候群	ぜんそく	内分泌異常	先天性網膜色素変性症	結節性紅斑症	外傷後遺症	小頭・狭頭症	大頭・水頭症	小頭人	心臓異常	単純精薄	未熟児	精神病傾向	筋ジストロフィー	その他の	特殊型	背随性下肢まひ	計
二重重複		18	1	17	15	26	9	1	1	1	1	1	5	2	2	1	4		8	3		30			146
三重重複		12	5	5	1	1						1			2				1		1		1	1	31
四重重複		15	2	2																					19
五重重複		2							1																3
単 純																		21							21
計		47	8	24	16	27	9	1	2	1	1	2	5	2	4	1	4	21	9	3	1	30	1	1	220

50.5現在

7 「学校づくりの宣言」と「学校設立の基本的理念」

ここで、本論のテーマである「地域制・総合制」に関わる基本的視点を持っていると思われる「学校づくりの宣言」と「学校設立の基本的理念」を紹介しておく。

本格開校から二年、仮開校から三年のまとめとして「よさのうみ紀要第5号、(1972年度実践・研究・運動)」が発刊されているが、その冒頭に、大見出しで「与謝の海養護学校教育の基本的理念＝実践的課題について」が掲げられている。 52)

その冒頭の部分から拾い上げると、『本格開校を迎えたその段階で、私達は高らかに開校を宣言すると共に、「こんな学校をつくろう」「こんな学校づくりを進めよう」と「学校づくりの宣言」？ともいえるものを確認し合い出発しました。』として、12項目の「合い言葉」が書かれている。

その2番目と3番目、10番目の「合い言葉」は次のとおりである。

『この学校は、「すべての子どもに等しく教育を保障してほしい」と要求する障害児の父母と、障害児教育に直接関わっていた障害児学級担任を中核とする地域ぐるみの十余年間の運動の中で設置をかちとった学校である。』

『この学校は、「全ての障害児にひとしく教育を保障する」権利を守る砦としての学校である』

『この学校は、地域における障害児教育、障害者運動の砦としての役割を果たす任務を持っている学校である。』

また、「学校づくりの宣言」に続けて、次のように述べられている。

『三つの柱＝学校設立の基本的理念

- 1 すべての子どもに等しく教育を保障する学校をつくろう。
- 2 学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう。
- 3 学校づくりは箱づくりではない。民主的な地域づくりである。

この三つの柱は、学校づくりの運動の中で、共に闘う仲間の中で合い言葉のように囁かれ、またある時は、闘いのスローガンとなり、行政へ要求として突き出す鋭いやいばであったのです。

この柱はまた、運動の当初から単なるスローガンとしてだれかの言葉が掲げられたのでもなかったのです。長い運動の中で子どもたちの親達の一人一人の願いが結集され、障害児の差別の事実が明らかにされ、障害児教育の歴史、義務教育

の歴史や民主的諸運動に学び、要求実現の運動に取り組む中で積み上げられ、整理され、練られて造り上げられた柱であったのです。』

「三つの柱」を筆者なりに一文にすると、「どんなに重度・重症の子ども達も含めたすべての子ども達に等しく教育を保障し、一人一人の障害の状態や発達課題に合った教育を実践する（総合制）学校を、関係する機関や人達と共に民主的な地域づくりと結びつけつつ（地域制）創造しよう。」とまとめることができます。

8 小括

（１）就学猶予・免除になっていた子ども達を受け止めたことの意義

青木は、「育ち合う子どもたち」（S48,5）で、『私達は今、120 余名の猶予・免除の歴史を持っている子ども達を受け止め、満6歳から33歳までの子ども達に教育権を獲得し、当地方での知恵遅れの子どもで在宅児1名を残す状況をつくり出してきました。また、二年半の実践で幾つかの事実を基に豊かな条件を準備する中で、子ども達はめざましい発達を遂げることを明らかにすることができました。免除体制の一角を突き崩しつつあると言えるのではないのでしょうか。』と述べている。53)

また、次のような記述もある。『その後も、就学猶予や免除の措置を受けていて、学校ができるのを待っていた子ども達が毎年入学をし、開校二年目の1971(S46)年度の調査では全校児童生徒198人中133人が、就学猶予・免除経験者でした。その中に、学齢超過の人達がかなりいました。多くは障害が重く、しかも重複障害を受けた人だったので、小学一年籍であっても、重度重複部や中学部に位置付けられました。』 54)

こうした記述からも、「どんなに重度な子ども達であろうとも全て受け止め、教育を保障しよう。」と、就学猶予・免除で在宅になっていた120余名もの重度・重複障害（重症）児を受け止めたことがわかる。

この事実は、「向日が丘養護学校」の検証の中で触れたように、当時の障害児（特殊）教育現場や行政、市民・住民の一般的な理解や考え方からは考えられないような、画期的な立場であったと云えよう。教職員の真摯で先進的な実践は、やがて、わが国の養護学校（障害児）教育をリードすることになり、東京都が「全入」を方針化1974(S49)年や、養護学校義務制施行にも大きな役割を果たしたと考える。

S40年代から50年代前半頃の就学猶予・免除になっている重症児の処遇について

の、国・文部省の施策や全国的な状況については、前節の向日が丘養護学校の「小括」の所で触れたのでここでは省略する。

（２）「地域制」について

先に紹介した「学校づくりの宣言」の２、３、１０番目の「合い言葉」に「地域の砦」としての「地域制」が伺える。

即ち、『地域ぐるみの十余年間の運動の中で設置をかちとった学校である。』『この学校は、「全ての障害児にひとしく教育を保障する」権利を守る砦としての学校である』『この学校は、地域における障害児教育、障害者運動の砦としての役割を果たす任務を持っている学校である。』から、単なる「地域の障害児教育のセンター」というのでなく、障害児教育・障害者の諸権利の保障も含めた地域の砦としての任務・役割を自覚している学校だといえる。

それは、『第二回、第三回と集会（「障害児（者）を守る与謝丹後集会」）を目指す取組の中で、宮津市をはじめ、与謝郡内の全ての町村に結成された「障害児者の生活を守る連絡協議会」は、親の会を中心として障害者団体や民生委員会、社会福祉協議会、婦人団体等々を含むいろいろな団体によって構成され、各町や市、いわゆる地方自治体に対して住民要求（障害者の要求、例えば障害児を保育園に入れて欲しい）を統一し、共に要求する組織としてつくりあげたのです。』とあるように、地域の民主主義を確立していく成果・到達点に発展したと云えよう。

ところで、歴史的には、府立与謝の海（精神薄弱児）養護学校は、行政的には府下全域を校区とし、府下全域の精神薄弱児を受け止める養護学校として出発したが、これまで見てきたように、与謝の民主的な地域づくりと結びつきつつ設立されたことは間違いのない事実である。与謝・丹後の各市町村（地域）に根ざし、地域と共に歩む障害児教育・障害者の権利保障の砦、民主主義の砦として位置付けられる。

それは、その後、次々と養護学校が開設されて校区を分割し、現在は旧与謝郡と丹後のみを校区（地域）とする総合制の特別支援学校として位置付いていることに歴史の必然性を感じることができる。

なお、本格開校年度（１９６０（Ｓ４５））及び ２００６（Ｈ１８）年度の校区の地域別児童生徒数は次のとおりである。

本格開校(1960(S45))年度

出身市郡	<u>丹後</u>	<u>与謝</u>	中丹	両丹	京都	山城	(バス	舎	その他)	計
	38人	56	41	10	16	9	(91	75	4)	170人

2006(H18)年度(「新」舞鶴養護学校ができた翌年度)

	<u>京丹後市</u>	<u>与謝野町</u>	<u>伊根町</u>	<u>宮津市</u>	計
小学部	18	11	1	7	37
中学部	18	7	0	2	27
高等部	30	11	1	8	50
計	66	29	2	17	114

両年度を比較すると、与謝の海養護学校が開校から40余年にして、そもそもの設置運動地域「宮津・与謝・丹後」の養護学校になったことがわかる。

(3)「総合制」について

前述した「学校づくりの宣言」の5番目と9番目に、『この学校は、いわゆる肢体不自由児養護学校、精神薄弱児養護学校という分類収容観を一掃し、総合養護学校を指向している学校である。』、『この学校は、学校が子どもを選別し、学校の規格によって入学を許可するのではなく、すべての子どもの入学を保障し、子どもの発達をどこまでも保障するため、子どもにあった学校をつくりあげようと試みている学校である。』と掲げられている。

また、前掲した「育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践」で青木は、「総合養護学校(構想)」について次のように述べている。 55)

『脳性小児麻痺のために知恵が遅れ、ことばを持たず、寝たまま(肢体不自由)の子、二重、三重、四重の障害を持っている子ども。でも、一人の人間として生きているのです。人間として生存している限り、国民の一人として「力一杯豊かに生命のある限り生き続ける＝発達し続ける権利を有する」のです。』

しかし、今日の障害者に対する教育や福祉の政策は、基本的には、役に立つものに投資するが、投資効果のないものには投資をしないという資本の論理を基礎にしながら教育権を奪い、代わって福祉を与えと言って閉じこめ政策を用い、発達の貧困化を体系化しています。その一つとして、障害別分類と能力(?)序列による分類を対策として進めてきました。

そして、実は一見整備されたかに見える障害別分類（精薄児は精薄施設か精薄養護へ、肢体不自由児は療育園や肢体養護へなど）の制度が、結果としては重複障害児（とりわけ重度児）を双方の施設や学校から追い出し、家庭へ閉じこめてしまっているのです。その上、分類収容制度に加えるに、施設や学校の絶対数の不足が加わって拍車をかける形で、制度や施設や学校が子どもを選択し、主権者たる子ども達は施設・学校に合わない子として放置されてきたのです。

現制度の中で権利を奪われている子ども達を目の前にして私達が到達したのは、制度や施設、学校の条件を優先させ、それに合った子ども達だけを扱うのではなく、すべての子どもの権利を保障しきるためには、権利の主体者である子ども達の発達要求を実現するため、発達に必要な豊かな条件をこそ、制度が学校が施設が準備しなければならない、すなわち「子どもに合わせて学校をつくる」ということであつたのです。その意味では、現行の分類的収容体制を変え、現行制度に対応して、制度的にいうなれば、総合養護学校構想で進むべきであろう、と考えたのです。そして、あくまでも権利の主体者は障害児自身であることを確認し、その権利の保障を実現しようとの取組の中から”学校に子どもを合わせるのではなく子どもに合った学校をつくろう”という学校づくりにおける第二の理念の確立をみたのです。』

このように、基本的には全ての子ども達を受け止めて実践する「総合制」の学校を強調していることが分かる。

この「総合養護学校構想」の基本的な考え方は、S44 年仮開校までの学校設置運動の中から産み出されてきたものと推測できる。事実として、S43 年に府に出された「養護学校設置に関する要望書」には「一、すべての子どもに等しく教育を保障する養護学校、すべての障害児の発達を保障する体制と内容を持った養護学校としていただきたい。」とあり、「二、」には具体的に多様な障害に対応すべく「言語訓練、機能訓練等の体制、内容」が記載されて要望されている。

以上から明らかなように、『結果としては重度・重複障害児（重症児）を双方の施設や学校から追い出し、家庭へ閉じこめてしまっているのです。その上、分類収容制度に加えるに、施設や学校の絶対数の不足が加わって拍車をかける形で、制度や施設や学校が子どもを選択し、主権者たる子ども達は施設・学校に合わない子として放置されてきた。』就学猶予・免除になっている子ども達をはじめ、希望する全ての子ども達を受け止める学校づくり運動・実践の当然の帰結として、障害種で

分類するのでも発達段階で振り分けるのでもない「総合制の養護学校」としてスタートすることになったのだと理解できる。

このように、時代的制約の下で、与謝の海養護学校は、法制度上は「精神薄弱養護学校」として開校したのであるが、先の「初年度の児童生徒の実態表」「6年目の実態表」からも明らかなように、初年度から、主障害は知的障害だけでなく脳性小児麻痺をはじめ多岐に渡り、かつ、二重、三重、四重の重複障害を受けている子ども達の多い学校として、即ち、「総合制を追求する（追求せざるを得ない）養護学校」として出発したことは明らかである。

VI 「京都府障害児教育推進協議会報告」から

S49年度に府教委の下に組織された「京都府障害児教育推進協議会」は、S54年の義務制施行が明確になった情勢を踏まえ、これまでの戦後京都府下の障害児教育を総括してこれからの展望を出すべく、京都大学教授田中昌人氏を会長に、慎重な検討を進め、S50,7 第一次中間報告、S51,10 第二次中間報告、S53 年度末に最終報告を行った。各報告書を貫くキーワードは、「民主主義の徹底」や「権利の総合保障の体系づくり」等である。この報告書から、「地域制・総合制」に関わると思われる部分を拾い出してみる。

1 学校は権利を保障する地域における砦としての役割を持つ

第一次報告書は『2、義務教育の完全実施のために必要な教育機関をどのように整備すべきか。(1) 京都における養護学校づくりの経過と意義』の中で

『また、養護学校が地域における教育相談センター的役割を果たす一方、養護学校に結集している父母と教職員が一体となって障害者の社会教育の保障をめざす取組の中で、青年学級をつくったり、重度障害者にも労働の保障をという願いのもとに、共同作業所づくりに取り組むなど、地域の運動として展開してきている。このことはまさに、養護学校が障害児の権利を守る「砦」の一つとしての役割を果たしているものといえよう。』

このような成果を得ることのできたのは、養護学校づくりが単なる行政施策として進められたのではなく、民主主義の原則・住民自治の原則に立つ民主行政確立に向けての取組と、障害児を持つ父母と教職員、更に広範な住民の「障害児を一人の人間として大切にする」住民運動の取組が一体となって築き上げてきた成果として正しく評価し、確認する必要がある。』としている。

更に、『(2) 当面する養護学校の建設について』の中で、

『この本府における養護学校づくりの経過は、極めて重要な意味を持っている。すなわち、住民要求を基礎にし、その要求に学びながら住民の要求を実現する場として学校が設立されていると云うことである。それは、住民自治の力を育てると共に、教育を国民の要求で造り育てることを意味し、とりわけ社会的差別の中で生きてきた障害児・者とその家族の諸権利の保障をめざす際に、学校はまさに、権利を保障

する地域における砦としての役割を持つものと位置付けられる。したがって、この任務を果たすためには、地域に根ざし、地域の民主的力量に支えられつつ、ともに「差別から解放へ」の道を歩む学校づくりが必要である。そして、このような条件を獲得し、確立することが実は障害児を民主的な主権者として育て、民主的な社会の形成者として育てる上で必要な、民主的、科学的な教育体制と内容を創造する条件を築くことであるといえる。』と断言している。 56)

報告はこれまでの養護学校設置運動及び実践を総括して、障害児を持つ父母と教職員、更に広範な住民の「障害児を一人の人間として大切にする」取組として整理すると共に、学校が権利を保障する地域における砦としての役割を持つものと位置付けている。

2 「地域制・総合制」の「口丹波」養護学校を

「第二次中間報告」は、「総合養護学校構想について」の中で、目前に迫った「口丹波」の養護学校の基本的方向を「地域制・総合制」と規定している。57)

「地域制」に関しては、『既に述べたところであるが、権利の総合保障をめざす基盤整備の事業の一環として地域の要求に根ざし、地域の「権利を守る砦」として学校をつくる課題を持っている。』と述べている。

「総合制」については『精神薄弱養護学校である与謝の海には、機能訓練の施設も設備もなく、訓練士も配置はされなかった。まさに、障害別分類収容体制の持つ貧困であった。すべての子どもの教育保障を貫くためには、二重、三重、四重の障害を合わせ持った子どもが入学するのは必然である。とすれば、当然、その子ども達の発達を保障する条件が整備される必要がある。即ち、肢体不自由養護学校が持つ機能訓練機能、病弱養護学校が持つ医療治療機能、そして精神薄弱養護学校が持つ療育教育機能、この現行養護学校の持つ機能を総合的に備えた学校こそ、すべての子どもの発達を保障する学校としての任務を果たす。それを現行法上の制度的に云えば総合養護学校となる。――これが総合養護学校構想の出発であった。』『即ち、如何なる発達や障害の状況であろうとも一人ももれなく、民主的な主権者として必要な諸能力の全面的な発達を保障する課題である。このことを実現する上で必要な学校構想及び学校が持つべき機能は何であるかを明らかにすることである。』『口丹波養護学校への提起は、子どもの実態から云ってまさに、三つの養護学校が

持つ機能を総合的に整備することは必然の使命という他はない。』

として、口丹波に開設されようとする学校構想について、山間地で交通の便や医療機関等に課題を持つ口丹波（一市八町）の地域性に配慮しつつ、家から通える口丹波の障害児者の教育・権利の砦として位置付けた。合わせて、就学を希望する口丹波地域の児童生徒の障害と発達の状態を踏まえて、肢体不自由養護学校が持つ機能訓練機能、病弱養護学校が持つ医療治療機能、そして精神薄弱養護学校が持つ療育教育機能、この現行養護学校の持つ機能を総合的に備えた「総合養護学校」と提起した。この基本的な方向が、丹波養護学校以降の府立養護学校のスタイルとなって発展していくことになる。

3 同時期に発表された一つの報告文書

繰り返すことになるかも知れないが、この当時、開校したばかりの丹波養護学校教諭・高屋氏の「第28次京都教育研究集会障害児教育分科会基調報告(1978,11,4)」の全文を紹介しておく。 58)

『(1) はじめに

丹波養護学校は、総合的養護学校を目指すことを一つの特色として出発した。私達は、「総合」ということを単に学校の形態論・制度論として見て言っているのではない。権利の総合保障を目指す学校づくりを地域づくりの一環として考えています。次のような課題が特に重要でかつ緊急性のあるものとしてとらえている。

- ・医療との統一保障、
- ・労働権（進路）の保障、
- ・教育内容の充実（普遍妥当性の樹立）

(2) 総合養護学校構想の出発—すべての子どもに教育を保障する学校として—

「すべての子どもにひとしく教育を保障しよう」とする場合、所謂、重度・重複といわれ、二重・三重の障害を合わせ持った人達も入学してきます。この子ども達の実態から問われているのが総合養護学校です。障害別分類収容制度は、精神薄弱児は精神薄弱児施設か精神薄弱児養護学校へ、肢体不自由児は療育園か肢体不自由養護学校へとして、一見整備された制度のように見えますが、この制度は結果としては重複障害児（とりわけ、重症・重度児）を双方の施設や学校から追い出し、家庭へ封じ込めてしまっているのです。（中略）

このような制度の中で権利を奪われている子ども達を前にして、私達が到達したのは、制度や施設や学校を優先させるのではなく、権利の主体者としての子ども達の発達要求を実現するため、発達に必要な条件は、制度や施設や学校が準備しなければならないということでした。こういう意味で、知恵遅れの障害と肢体不自由の障害を持っていれば、両方の障害に合った教育が保障される機能を持った学校にする必要があります。医療との結合を追求しながら、医療機能を導入することも必要です。私達も、校内に診療所を設置した学校を要求として持っているのです。（後略）（与謝の海紀要7号）

（3）①総合養護学校構想を学校の形態や制度論として論ずるのではなく、地域の要求も含む地域条件の中で、養護学校の持つ機能、具備すべき機能の問題として、更には権利の総合保障を目指す理念的な問題も含めたものと考えたい。

②養護学校づくりは「権利の総合保障を目指す基盤整備の事業の一環として」「地域の要求に根ざし、地域の『権利を守る砦』としての学校をつくる」課題を前提とする。

③総合養護学校は「如何なる障害や発達の状態であろうとも、一人も漏れなく民主的主権者として必要な諸能力の全面的な発達を保障する学校をつくる課題であり、このことを実現する上で必要な学校構想及び学校が持つべき機能が何であることを明らかにすることである。基本的には、現行制度が現状と理念に対応して整備されていない状況における学校づくりであるため、緻密な計画に基づく大胆な実行を必要とする。』

同報告は、丹波養護学校の初年度の秋に提起されたもので、青木の「育ち合う子どもたち」や「与謝の海紀要」及び「京都府障害児教育推進協議会報告」等がベースになっているものと推測される。加えて、「権利の総合保障」という考え方が出ているが、S40年代に形成され始める「発達保障論」に基づくものと理解する。

4 小括

このように「京都府障害児教育推進協議会報告」は、S40年代までの府下の特殊学級の実践や、向日が丘・与謝の海・桃山養護学校づくりの経過とその後の実践・研究を総括し、地域の障害児教育の砦、権利を保障する地域における砦としての位

置づけを強調すると共に、病弱児の舞鶴養護の在り方と合わせて、口丹波養護学校が、三つ（知・肢・病）の養護学校が持つ機能を総合的に整備することを求めた。

つまり、「地域制」の意義を、単なる「校区」と捉えるのではなく、その地域の障害児教育・相談に対するセンター的機能も含めた、もっと基本的な、地域の障害児教育、障害児者の権利保障、地域の基本的人権等の人権を守る砦としての役割を果たすべき地域と位置付けていると読み取れる。

同様に、「総合制」については、地域制と結びついた「総合養護学校構想」を明確にしている。

こうして、「京都府障害児教育推進協議会報告」にある「地域制・総合制」の方向付けが、丹波養護学校設置以降の府の施策の基本となっていた。

VII 1978(S53)年開校した府立丹波養護学校の「地域制・総合制」

IV、V章で向日が丘養護学校、与謝の海養護学校の経過等について述べた。府立三番目の養護学校は、1972(S47)年に与謝の海養護学校の分校としてスタートし1974(S49)年から府内南部地域を校区として独立した桃山養護学校である。同校は、次の章で簡単に触れる様な桃山学園に併設されたことなどの開設に至る経過と、立地条件・建物の構造の制約等あって額面通り肢体不自由児は受け止めきれない状況にあった。

更に、VI章でみた「京都府障害児教育推進協議会報告」の方向付けを受けて開設した最初の養護学校が1978(S53)年4月開校の府立第四番目の丹波養護学校である。そこで、この章では、府立丹波養護学校を取り上げることとする。

1 開設に至る経過

本校は、向日が丘養護学校から肢体不自由児、与謝の海・桃山両養護学校から知的障害児の内の口丹波（旧北桑田郡、旧船井郡、亀岡市）の児童生徒を引き継いで開校することになる。

（1）口丹波地域における障害児教育と養護学校づくりのあゆみ

「府立丹波養護学校研究紀要第1号」の「I、口丹波地域における障害児教育と養護学校づくりのあゆみ」に次のようにまとめられている。 59)

『与謝の海養護学校が本格開校したS45年8月、船井地区養護学校設置運動準備会が発足し、同月には、養護学校設置に関する対府陳情、11月に船井地区養護学校設置促進決起集会（園部産業振興会館 450名）が持たれ、12月には府議会請願が行われた。翌年、口丹地区養護学校設置促進協議会となり、S47年2月には、第二回目となる口丹養護学校設置促進決起集会（亀岡会館 900名）が開かれ、以後S52年度にかけて、一市八町議会への働きかけや府議会請願・府への陳情、決起集会等が重ねられた。』

その結果として、S51年11月の府教委交渉で53年度開校が約束され、52年9月には開設準備室が発足し、53年4月仮設校舎で入学式（児童生徒 41名）が行われた。』

『設置運動が始まった頃には、口丹波の養護学校を希望する子ども達は、肢体不自由児は向日が丘に、知的障害児は与謝の海にとその殆どが親・家族から離れて寄宿舎生活を余儀なくされていた。就学できたことに喜びつつも、保護者にとって、土曜日のお迎えや月曜日の送りに、自家用車を使ったとしても半日あるいは一日仕事になるなど、時間的・精神的・経済的に大きな負担になったとある。帰省は学期末だけの子ども達もあったようだ。一方、寄宿舎に入ることに踏み切れない子ども達・親達もあり、そのまま在宅になっていたケースも少なくなかった。』

実際に、先に引用した与謝の海の資料に在るように、1975(S50)年度に与謝の海養護学校に在籍した口丹波（当時の一市八町）の児童生徒は 11 人であり、次に示す 1975(S50), 7 の実態調査と比較すると極めて少ないことが分かる。

このように、地理的には京都府の真ん中に在って、農山村が多く公共交通機関の便利も悪い口丹波特有の地域的背景があったことと、乙訓や与謝・丹後の設置運動とその成果に刺激され（学んで）、自分達の地域に家から通える養護学校が欲しいとの強い思い・願いが原動力となって設置運動が進められた。このこと、即ち「家から通える養護学校を」が、「地域制・総合制」養護学校誕生の最大の理由となったと考えられる。

（２）「口丹地区障害児の実態（S 50 年 7 現在）」調査から

「研究紀要 丹波養護学校創立 5 周年記念誌」に、開校 3 年前に行われた「口丹地区障害児の実態（S 50 年 7 現在）」が掲載されている。当時の数の上での全体像を理解するため関係する数字を抜き出して 1) と 2) に紹介しておく。 60)

1) 調査で集約された全児童生徒数 269 人の内訳は次のとおりである。

『在宅 12、「花明・木の花」等療育医療施設 64、児童福祉施設「福知山学園」1 で計 77 人に学校籍が無い。

既設養護学校（桃山養護 29、与謝の海養護 11、向日が丘養護 32）に合計 72 人在籍

管内小・中学校の特殊学級（小学校 73、中学校 42）に合計 115 人が在籍

その他 1 人』

内訳数を合計すると 264 人になる。不就学児が在宅と施設合わせて 76 人も居た。

2) 障害の状況（重複障害もカウントされているようで全計 423 人になっている）は、次のようである。

『精神薄弱 180、言語障害 85、ダウン症 11、小頭症 6、てんかん 14、情緒障害 5、ネフローゼ 1、自閉傾向 3、筋ジストロフィー 5、緘黙 1、視力障害 4、肢体不自由 107、その他 1、 計 423 人』

当時の医学・医療の到達状況を加味して推論しなければならないが、精神薄弱 180 人は予測できるが、肢体不自由 107 人は細かな分析が必要だろう。自閉傾向が 3 人という点も興味深い調査結果である。

（3）施設内「みのり学級」の開設と府下の病弱養護学校開設

（2）の 1）に「花明・木の花」とあるのは、現在の「花ノ木医療福祉センター」の前身であった「花明学園」と「木の花学園」のことである。

口丹波の養護学校開設を願う活動の中で、「花明学園」と「木の花学園」に 1976（S51）年度から市立亀岡小学校の施設内学級として「みのり学級」が開設された。府下で初めて医療・福祉機関との協働による重症児教育が実践されることとなった。当時としては全国的にも数少ない実践となった。「みのり学級」は後に、1980（S55）年度から「丹波養護学校亀岡分校」となって現在に至っている。

論文テーマの性格上詳しくは述べられないが、ここで、府内の他の医療機関に入所して学籍の無かった子ども達の教育保障の経緯について簡単に触れておく。

養護学校義務制実施の 1979（S54）年、国立舞鶴病院に入院していた子ども達には併設して舞鶴養護学校（現、行永分校）が開設された。同年、国立南京都病院重症心身障害児しらうめ病棟に措置されていた子ども達には、学齢超過児も含めて「訪問教育」の形態で学籍が就いた。桃山養護学校の「しらうめ分教室」として開設（後に、1983（S58）年南山城養護学校城陽分校、その後 1986（S61）年には病弱部を伴って城陽養護学校として独立、2 年後には通学高等部を開設する）された。

更に、その翌 1980（S55）年には舞鶴の府立子ども病院に隣接して、舞鶴養護学校北吸分校が開設された。

こうした養護学校開設とその実践により、S55（1980）年京都府内の障害に起因する就学免除児「0」を全国に先駆けて実現することができたことは意義深い。

2 児童生徒の実態

こうして開校して迎えた児童生徒の主障害や出身地域について整理することで、「地域制・総合制」の実態を明らかにする。校舎建築の遅れにより旧旭小学校の校舎を借りて開校（S 53,4,18 本校舎・八木町柴山にて建設起工式）し、入学式は S 53,4,12 に行われた。

（1）初年度の児童生徒の実態・・・「S53 年度紀要 1 号」より 61)

① 障害別（小学部 20、中学部 9、高等部 13、計 42 人）人数

単純性知恵遅れ	脳性小児麻痺	ダウン症	てんかん	その他
18 (42.9%)	12 (28.6%)	3 (7.1%)	3 (7.1%)	6 (14.3%)

＜その他 6 人の内訳は、核黄疸後遺症・結節性硬化症・脳外傷後遺症・小頭症・色素性乾皮症 各 1 人＞

② 出身市郡別

園部	八木	日吉	丹波	瑞穂	和知	亀岡	京北	美山	計
3	2	5	3	5	3	20	1	0	42 人

③ 出身学校別

与謝の海	桃山養護	向日が丘	地元幼小中	計
1	7	10	24	42 人

先の 1 節の（2）の 1）にあった 1975 (S50), 7 の実態調査で当時の不就学児が 76 名も在った。その子ども達の内の花明・花ノ木の 64 人には、翌 1976 (S51) 年度に「みのり学級」生となったと思われるが、在宅の 12 人は桃山養護学校等に措置されたのか、学籍の無いまま在宅あるいは施設に措置されていたのかははっきりしない。初年度全 42 人の内訳は、①、②、③が解るだけである。

（2）第二年度の実態・・・「S54 年度学校要覧」より 62)

校舎が完成し、寄宿舎もできて、向日が丘や与謝の海・桃山養護学校に残っていた子どもたちも帰ってきて、総数で倍増した。

① 障害別（小学部 30、中学部 25、高等部 42、計 97 人）人数

単純性知恵遅れ	脳性麻痺	ダウン症	てんかん	その他
48 (49.5%)	24 (24.7%)	9 (9.3%)	6 (6.2%)	10 (10.3%)

＜その他 10 人の内訳は、小頭症 2 人、核黄疸後遺症・結節性硬化症・脳外傷後遺症・色素性乾皮症・脳炎後遺症・脊髄損傷後遺症・ネフローゼ 各 1 人＞

②出身市郡別

園部	八木	日吉	丹波	瑞穂	和知	亀岡	京北	美山	綾部	福知山	舞鶴宮津	京都	計
11	5	6	7	4	9	37	4	7	2	1	2	1	97人

③出身学校別

丹波養護	与謝の海	桃山養護	向日が丘	舞鶴整肢園	地元幼小中	計
40	8	3	14	2	29	96人

主障害が肢体障害である児童生徒が約 25%で、与謝の海・桃山養護・向日が丘養護学校等から地元に戻ってきた者が初年度と合わせると、40 人になった。口丹波以外の子ども達 7 人は、寄宿舍に措置されていたと推測する。

(3) 開校から 9 年間の児童生徒数推移 (障害別)

年度	S53	54	55	56	57	58	59	60	61
肢体不自由	3	0	14	18	16	13	21	14	11
知的障害	26	49	77	72	70	74	79	83	87
重度重複	12	44	14	22	27	40	28	39	29
その他 (ダウン氏症等)	0	3	9	3	12	10	9	12	17
合計	41	96	114	123	125	137	137	148	144

・・・「紀要 丹波の教育 10 周年記念号」より 63)

初年度 (1978 (S53))、第二年度 (1979 (S54)) の障害別分類と違って、上記推移では脳性麻痺等の肢体不自由児の殆どを「重複障害」でカウントしたものと思われる。その重複障害児が第二年度で半数近く、1983 (S58) で 1 / 3 弱を占めているのが特徴である。

3 小括

「京都府障害児教育推進協議会報告」の基本的で明確な方向付けを受けて、総合養護学校構想に基づく口丹波 (一市八町、現在は二市一町) の地域に責任を持つ「地域制」と「総合制 (知・肢併置)」の府立丹波養護学校が誕生した。

口丹波の子どもたちが、基本的には家から通える養護学校として、知的障害・肢体不自由児を中心にした様々な障害及びそれらを重複した子ども達が共に学ぶ「総

合制」の養護学校として出発したのである。

(1) 出身市町から「地域制」についてみると

初(1978(S53))年度は、仮校舎で寄宿舍も無い状態であったことも原因して、亀岡の20人が半数を占め、その他の子ども達もスクールバスで通学可能な口丹波地域(設定校区)内からだけであった。

翌(1979(S54))年度には、口丹波(設定校区)以外の地域からも6人が入学しており、与謝の海・桃山・向日が丘養護学校等から27人が戻ってきて、総数も倍増した。

三(1980(55))年度の児童生徒総数は114人と更に増え、中学部に三和町から1人、高等部に綾部2、福知山3、舞鶴1、宮津1、網野町1、京都1と、口丹波以外の地域からも10人(何れも寄宿舍に入舎している)が在籍している。

四年目(1981(56)年度)には123人となり、口丹波以外の地域から12人(全員が寄宿舍に入舎していたものと推測される)が在籍している。

以上のように、「家から通える養護学校」として、口丹波一市八町(設定校区)の子ども達が圧倒的多数を占める「口丹波地域の学校」が実現した。同時に、何らかの事情があつてだろうが、「寄宿舍」に入って学ぶ他の市町(設定校区外)の子ども達をも受け止めている。こうした府教委と学校側の柔軟な対応に、特に注目しておきたい。即ち、「校区制(設定校区)」を引きつつも、それを原則として押しつけるのではなく柔軟に対応しているところに、今日の「ニーズに応える特別支援教育」に通ずるところがあるといえるだろう。

(2) 総合制について

主障害種別の児童生徒の実態をみると、主障害が脳性麻痺の児童生徒はS53年度12人(28.6%)、54年度24人(24.7%)、55年度29人(25.4%)、56年度33人(26.8%))と、ほぼ25%前後を占めている。また、S56年度の「車椅子使用者」は22人、「松葉杖使用者」は9人で合わせて31人(25.2%)であり、「知・肢併置校」として機能したことは明確である。

また、条件整備の一つである医療の面では、府教委の努力により、校医として内科・歯科だけでなく神経科・整形外科を確保し、教育実践上も養護・訓練部(現在の

自立活動部）を独立させて運動機能訓練、療育訓練、言語訓練の専任制により、それぞれの障害に対応した取組が進められている。

以上から、時代的・地域的・財政的制約もあって、全ての障害種に充分に対応できなかったであろうと推測されるにしても、近く（旧八木町）にある「公立南丹病院」の充実や「社会福祉法人・花の木医療福祉センター」関係機関の積極的な支援と連携によって、医療・福祉面のサポートによる「総合制」の取組が着実に進められていったと考える。

Ⅷ 他の府立養護学校の開設の経過と児童生徒の実態

この章では、桃山・南山城・中丹・舞鶴各養護学校の設立経過と児童生徒の実態を概観すると共に、来春及び来々春開設予定の八幡・宇治支援学校構想に言及する。

1 1972(S47)年桃山分校開設の経過と児童生徒の実態

桃山分校開設の背景には二つの要因があった。一つは、山城地方に養護学校開設を願う運動と、今一つは、府立児童福祉施設桃山学園第一課の子どもたちの就学保障の願いである。

(1) 桃山分校開設に至る経過の概略

1) 山城地方養護学校設置促進運動について

山城地方は、宇治市以南の旧久世郡・綴喜郡・相楽郡からなる。

京都府や府教委の行政単位として山城振興局・山城教育局があるが、1969(S44)年当時は、地方自治体として宇治市をはじめとする14市町村があった。現在は、宇治・八幡・城陽・京田辺・木津川市の5市と久御山町、宇治田原町、精華町、和束町、笠置町、南山城村の5町1村の計11市町村からなる地域である。2008(H20)年度の人口は総計548,500人で、京都市を除く府下の人口1,167,821人の46.96%を占める地域である。

向日が丘・与謝の海の養護学校設置促進運動と学校開設の影響を受けて、1969(S44)年に「山城地方養護学校設置促進会準備会」が結成され、S44～S46年の山城地方不就学児実態調査(実質54名が)に取り組みつつ、14市町村地教委連を含む幅広い組織・機関・団体が参加した「山城地方養護学校設置促進協議会」による運動が展開された。

ちなみに、「山城地方養護学校設置促進会準備会」が結成された1969(S44)年度の特設学級は、山城全体で小学校に18学級、中学校に17学級、計35学級が開設されていた。この35学級の担任達が手分けして、在宅の不就学児を一軒一軒訪ねた取組から始まった。(64)

その結果、1972(S47)年の府立与謝の海養護学校桃山分校開設として結実した。

当時の親達の願いとしては、山城地域内の真ん中辺り(当時の城陽町か田辺町辺

り)での開設を望んでいたが、次に述べる桃山学園との絡み等諸般の事情で、山城管内ではなく京都市伏見区桃山町にある府立の児童福祉施設「桃山学園」に隣接して開設された。

この時、国立南京都病院重症心身障害児「しらうめ病棟」の子ども達の教育保障問題、及び、スクールバスが入らない相楽郡東部等の子ども達の通学確保の問題等が残ったが、山城各地域に在宅になっていた 50 余名の就学猶予免除児童生徒の教育権確保という点で大きく前進した。

2) 府立児童福祉施設「桃山学園一課」の子ども達の就修学の課題

八瀬学園から桃山学園への経過についてはⅢ章 1 で述べたが、1969(S44)年当時の桃山学園の障害児の教育保障は、京都市立桃山小学校・桃山中学校から派遣された教師による施設内学級として取り組まれていた。そもそも桃山学園は府立の施設であり、市との関係の中でその子ども達への府としての教育保障の課題があった。

この課題と、宇治市以南の山城地方で展開された「山城地方に養護学校を」の運動に応える解決策として府が下した結果が、福祉行政サイドが管理していた桃山学園の土地を借りて、学園に隣接した与謝の海養護学校桃山分校開設となったのである。推測するに当時の財政事情が大きく絡んでいたと考えられる。

(2) 児童・生徒の実態

1) 分校、独立校当初の児童生徒数

分校初年度は学園児童生徒を対象に、翌年度はこの年から始まった訪問教育児童生徒を加えて出発した。独立校となった 1974(S49)年度からは、府南部(南丹以南)の知的障害児を与謝の海養護学校から引き継いだ。

当時の学校要覧や紀要から明らかになった児童生徒数は次のようである。

S47 年度は 小学部 31, 中学部 25, 計 56 人・・・何れも学園生。

S48 年度は 小学部 37, 中学部 33, 訪問部 22, 計 92 人、内学園生 70 人。

S49 年度は 小学部 64, 中学部 33, 高等部 32, 訪問部 17, 計 146 人、内学園生 98 人。

S54 年度は 小学部 76, 中学部 52, 高等部 92, 訪問部 63(内しらうめ 54),
計 283 人、内学園生 65 人。

ここで「訪問部」とあるのは、訪問教育部のことである。医療的ケアを必要とする様な在宅あるいは施設入所等で毎日の養護学校への登校が困難な重度あるいは重度重複児に対して、S48(1973)年から府の単費措置として訪問教育制度が実施されたのに伴い各校に設けられた。

当時は、向日が丘・与謝の海養護学校と桃山分校に訪問部が位置付けられ、訪問教育担当教員を置いて取り組まれた。高等部の訪問教育はずっと後になり、国は1997(H9)年度から試行的実施に踏み切ったが、実質的にはもっと早くから、訪問部で中学部を終えた生徒達にも、各校の努力で何らかの訪問指導に取り組んでいた。

養護学校義務制が施行された 1979(S54)年度の(内しらうめ 54)とあるのは、これまでの訪問教育とは少し違う。

養護学校義務制施行に伴い、1979(S54)年度より、長い間就学義務猶予・免除になっていた国立南京都病院「重症心身障害児しらうめ病棟」の子ども達の教育を保障するべく、病棟の一角を借りて「施設内学級」が開設された。桃山養護学校の担当教職員グループが病棟に派遣されて、一人若しくは数名ずつを対象に、ベッドサイド若しくは園庭への取り出し指導等を行った。諸事情から毎日、毎時間の授業が困難だったため、「訪問教育」の制度を取り入れた。54人の中には、学齢超過者も多数含まれていた。

2) 独立校初年度の主障害等の実態

桃山養護学校として独立し、山城地域の子どもたちを実質的に受け止めることになった 1974(S49)年度の実態は、「S49 年度紀要 3 号 (Ⅲ 学校要覧)」によると次の様であった。 (65)

①主障害 (小学部 83人、中学部 31、高等部 29(1年のみ)、計 143(園生 98))

	単純性知恵遅れ	脳性小児麻痺	ダウン症	てんかん	その他
計	29 (20.3%)	26 (18.2%)	17 (11.9%)	23 (16.1%)	48 (33.6%)

②出身市郡 <学園生を含む。() 内は訪問生で内数>

丹後	与謝	中丹	南丹	北桑	乙訓	京都市	山城	大阪	滋賀	奈良	不明	計
5	3	13	20(7)	8(1)	17	16	56(10)	1	1	1	2	143人

校舎の構造上の問題等から、知的障害児の養護学校として開設されたが、主障害が脳性小児麻痺の児童生徒を受け入れている。おそらく、26人の殆どは学園生だったと推測する。また、学園には府下全域から更には他府県から措置されているこ

と、及び与謝の海養護学校からを南丹以南を校区として受け継いだことにより、②の出身市郡は広範囲に渡っている。全体としては、学園生が 98 人、訪問生は 18 人だから、山城や乙訓からのスクールバス等による通学生は 30 人程度だったと推測される。

2 1981(S56)年南山城養護学校開設の経過と児童生徒の実態

1978(S53)年の府立丹波養護学校、1979(S54)年の舞鶴養護学校に続く府立 6 番目の南山城養護学校が、「地域制・総合制」の方向付けの基で「知・肢併置校」として開設された。ここでは、その歩みを辿ると共に、開校当初の児童生徒の主障害や出身地域について整理する。

(1) 開設に至る経過の概略

第 1 節の(1)の 1)で触れたように、S44 年に始まった「山城地方養護学校設置促進協議会」の活動は、「桃山学園」措置児童生徒の就修学保障の課題と結びついて与謝の海養護学校桃山分校開校、そして二年後に独立した桃山養護学校の発足として実現した。

しかし、それから数年もすると、体育の時間に屋上から子どもが落下した事故に象徴される桃山養護学校の過密の課題(1977(S52)年度在籍児童生徒数は 226 名、1978(S53)年 234 名、1979(S54)年には 239 名)が顕著になった。

一方、山城地域の肢体不自由児が通う向日が丘養護学校へのスクールバスによる通学時間が交通事情の悪化から、著しく増大する事態が常態化するようになった。

今一つは、桃山養護学校開設以降も「そもそも、南山城地域に養護学校を」の願いが継続してあった。それに加えて、義務制移行を控えた時期であり、「国立京都病院『重症心身障害児しらうめ病棟』」父母の会から教育保障の要望書が城陽市と府に出されるた。それら諸々の課題・要望が重なり合って、改めて、「南山城に養護学校を！」のスローガンを掲げた設置促進協議会が 1977(S52)年にスタートした。

そうした運動が実り、先に触れたように、1979(S54)年 4 月に「しらうめ病棟」の子ども達 54 人に、桃山養護学校の訪問教育対象児童生徒としての教育が始められることとなった。更に翌々年の S56 年 4 月には、宇治市・八幡市・久御山町を除

く城陽市以南の肢体不自由児と知的障害児を合わせて受け止める南山城養護学校が現在地に開校するに至った。その校区は二年後には、宇治市の一部と久御山町を含むことになって現在に至っている。

(2) 初年度及び二年目の児童生徒の実態

南山城養護学校の「S56 年度研究紀要」「S57 年度研究紀要」から、主障害別及び居住市町村別の人数をまとめると次のようになる。 66) 67)

1) 1981 (S56) 年度

主障害別児童生徒数 (小学部 34、中学部 19、高等部 27、計 80 人)

人数	単純性知恵遅れ	脳性麻痺	ダウン症	情緒障害	てんかん	その他
計 80 人	27 人 (33.8%)	12 (15%)	5 (6.3%)	12 (15%)	5 (6.3%)	19 (23.8%)

出身市郡・市町村別児童生徒数

城陽市 36 人				綴喜郡 22 人				相楽郡 22 人			
城陽	田辺	井手	宇治田原	山城	木津	加茂	笠置	和束	精華	南山城	
36	12	7	3	1	5	3	0	5	8	0	

新一年生と一部山城地域の小中学校からの転入生があったが、児童生徒の大半は、向日が丘及び桃山養護学校に通学していた者達であった。スクールバス片道の乗車時間は長くても 1 時間以内に抑えることができた。

2) 1982 (S57) 年度

主障害別児童生徒数 (小学部 38、中学部 14、高等部 35、計 87 人)

人数	単純性知恵遅れ	脳性麻痺	ダウン症	情緒障害	てんかん	その他
計 87 人	17 人 (19.5%)	10 (11.5%)	6 (6.9%)	18 (20.7%)	10 (11.5%)	26 (29.9%)

出身市郡・市町村別児童生徒数

城陽市 39 人				綴喜郡 21 人				相楽郡 27 人			
城陽	田辺	井手	宇治田原	山城	木津	加茂	笠置	和束	精華	南山城	
39	11	7	3	2	7	4	0	6	8	0	

その他にカウントされている児童生徒を含めると、主障害が肢体不自由である児童生徒は、ほぼ 20% くらいである。自閉症は情緒障害の殆どを占めており全体の 15% ~ 20% を占めていた。

3) 児童生徒の特徴

参集した教職員と保護者にとっては、待ち望んだ「我らが南山城」という気持ちは顕著で、高等部の新三年生は原籍校となったが、向日が丘養護学校と桃山養護学校に高等部一年生まで通学していた児童生徒、新しく学齢期を迎えた子どもたち、小学校・中学校の障害児学級を卒業して中学部・高等部を希望した子どもたちが集まった。

丹波養護学校の開校一、二年目と比較すると分かるように、南山城には初年度 80 人、二年目には 87 人とあるように、最初からほぼ希望者全員が籍を置いたことになる。また、情緒障害（自閉症）児が 12 人・18 人と当時としては比較的多いことも特徴としてあげられる。

医学の進歩の反映でもあるのだろうが、障害名としてついた診断名も多様で、S56 年の紀要には、「主障害（障害起因を含む）」の欄に、進行性筋ジストロフィー等 21 の障害・疾病別に分類されている。 68)

3 1984 (S59) 年中丹養護学校開設の経過と児童生徒の実態

丹波養護学校開校から 6 年後、南山城養護学校開校から 3 年後の 1984 (S59) 年に、与謝の海養護学校の校区を分割し、「地域制・総合制」の方針に基づく「知・肢併置校」として、府立第 7 番目の中丹養護学校が開設された。

(1) 開設に至る経過の概略

与謝の海養護学校の校区から、現在の福知山・綾部市を分割して開校した中丹養護学校については、手元に詳しい資料がない。そこで、当校に残っている設置に至る経過を筆書きしたコピー資料から転記する。 69)

『中丹養護学校設置への経過』

昭和 36 福知山市養護児童育成会結成

昭和 54, 8 京都府教育委員会

養護学校義務制化に伴い、障害児全員就学を図るため昭和 53 年度丹波養護学校、昭和 54 年度舞鶴養護学校、昭和 56 年度南山城養護学校の開設予定である。

尚中丹地域についても「知恵おくれ」及び「肢体不自由」を中

心とした養護学校の新設が必要と考えられる。

昭和 5 5 , 9 京都府教育委員会

京都府適正就学指導研究協議会において「中丹に養護学校をつくる」ことを言明する。

昭和 5 5 , 10 中丹地区新広域市町村圏計画協議会陳情

重度障害児の就学促進のため福知山市に総合養護学校の設置を要請する。

中丹地区障害児教育研究会

中丹地区に養護学校（高等部を含む）設置を要望

昭和 5 7 , 7 京都府障害児教育研究会に「中丹養護学校検討委員会」ができる。

京都府教育委員会

中丹養護学校構想について

一、基本的態度 与謝の海養護のエリア内に「中丹養護」を設ける

二、校種 種別としては「肢体不自由養護学校」であるが対象児の大半は「知恵おくれ」となるう

三、内容 ○小中学部、寄宿舎はなし ○通学できる養護学校としての特性をもつ ○高等部設置は一応の検討課題

四、定員 1 0 0 ～ 1 2 0 名程度

五、場所 福知山市内の綾部寄り

六、通学範囲 福天、綾部を通学区域とする。但し寄宿舎を必要とする児童生徒については与謝の海養護で受け持つ

七、その他 ○通学バスは幹線道路を走らせ一時間以内としたい。

○福知山学園との連携を深め園内の児童は通学させる

中丹教育局の見解 （中丹養護学校設置促進委員会）

・設置予定地 五候補から一ヶ所（佐賀地区）にしぼる

・耕種 肢体不自由養護学校

・内容 小中学部でスタート、高等部は設置しない

・規模 25000 平方米

・学区 福天、綾部地区

昭和 57, 9 「障害児父母の願いに応える中丹養護学校をつくる会」が結成される

「中丹養護学校を実現する会」結成

会代表が府教育長、副知事に陳情

昭和 57, 10 「障害児父母の願いに応える中丹養護学校をつくる会」代表、府教育長に要望書提出

昭和 57, 12 「福天綾部中丹養護学校を実現する親の会」結成集会

昭和 58, 9, 1 京都府立新設養護学校（中丹地区）開設準備室を京都府中丹教育局に設置（室長他室員計 4 名）

昭和 58, 12, 1 京都府条例第 30 号をもって京都府福知山市大字私市に京都府立中丹養護学校設置、京都府教育委員会規則第 9 号をもって小学部、中学部、高等部設置』

以上から、府教委は S54 年の時点で、中丹地域に「知・肢併置」の小・中学部の養護学校（寄宿舍・高等部は設置せず）新設を計画していたこと、その後の親の会等との交渉の中で高等部が設置されることになったことが分かる。

中丹養護学校開校により、与謝の海養護学校は、更に校区が縮小して丹後・与謝・宮津・舞鶴となった。

（２）開校から３年間の学部別、出身地域別児童生徒数

1984 (S59), 1985 (S60), 1986 (S61) 年度の学校要覧から整理すると次のようになる。70)

	小学部			中学部			高等部			計		
	S59	60	61	S59	60	61	S59	60	61	S59	60	61
綾部市	5	8	9	7	7	7	4	9	15	16	24	31
福知山市	17(9)	18(4)	21(15)	16(5)	19(9)	19(9)	22(11)	33(16)	38(17)	55(25)	70(29)	78(41)

(()内は、福知山学園措置児童生徒数で内数)

大江町	2	2	3	3	2	3	0	2	3	5	6	9
夜久野町	0	1	1	0	0	0	2	2	2	2	3	3
三和町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	24	29	34	26	28	29	28	46	59	78	103	122

学校要覧には、主障害別の一覧は無いので断定はできないが、設立の経過の中に『種別としては「肢体不自由養護学校」であるが対象児の大半は「知恵おくれ」となろう』とあり、開校の時点から、与謝の海養護学校に学籍のあった児童生徒を迎えて、丹波養護学校や南山城養護学校と同様に「知・肢併置校（総合養護学校）」として様々な障害種の子ども達が学んだことは間違いなからう。

（３）２００９（Ｈ２１）年度の実数

「Ｈ２１年度学校要覧」によると、小学部 31、中学部 42、高等部 48、計 121 人で、出身地は、綾部 33、福知山 72、福知山学園 13、るんびに学園 1、その他 2 となっている。 71)

開校当初と比較して、中学部生徒の占める割合が高くなっていること、福知山学園籍の数が減っていることが分かる。

４ ２００５（Ｈ１７）年「新」舞鶴養護学校開設の経過と児童生徒の実態

中丹養護学校開設から 20 年余りを経て、「新」舞鶴養護学校が開設された。理由は、与謝の海養護学校の過密と、適正規模実現のための分割にあったと思える。

（１）開設に至る経過概略

府立舞鶴養護学校は 1979（Ｓ５４）年養護学校義務制と同時に、国立舞鶴病院の敷地内に「病弱養護学校」として開設され、府立子ども病院に隣接する北吸分校（1980（Ｓ５５）年開設）を伴って運営されてきた。2004（Ｈ１６）４、与謝の海養護学校の過密化に伴い舞鶴地区を独立させた養護学校を設けるべく、「舞鶴地区新設養護学校開設準備室」が設置され、翌年４月に「新」舞鶴養護学校が、そもそもの舞鶴養護学校を「行永分校」とし、北吸分校はそのままにして開設された。

よって、基本的には、与謝の海養護学校に通っていた舞鶴の児童生徒が、地元舞鶴で学ぶ学校であり、より地域に根ざした学校運営・教育実践が展開されている。

（２）児童生徒数 <各年度の学校要覧より> 72)

開設から５年間の、分校を除く本校の児童生徒数の推移は

	H 1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
小学部	3 0 人	3 0	3 0	3 1	3 5
中学部	1 9	2 1	2 6	3 8	3 5
高等部	7 2	6 9	5 9	5 0	5 3
計	1 2 1 人	1 2 0	1 1 5	1 1 9	1 2 3

で、出身市郡は基本的には全員が舞鶴市の児童生徒である。

以上から、舞鶴養護学校は舞鶴市だけに特化したまさに「舞鶴市立」のような学校であり、この地域の様々な障害のある子ども達の学ぶ「知・肢併置（総合養護学校）」の学校である。開設年から本年度まで、ほぼ 120 人前後と安定しているのが特徴といえる。

5 小活

各校の開設の経過と、開校時の児童生徒の実態から分かるように、桃山学園に隣接して府下南部をエリアに、知的障害児を対象に開校した1節の桃山養護学校は別にして、与謝の海養護学校や最初から「地域制・総合制」を基本にして開設された丹波養護学校の実践を引き継いで開設された第2節の南山城、第3節の中丹、第4節の「新」舞鶴各養護学校は、校区を分割しつつ、より地域に根ざした学校づくりを追求してきたことが解る。

その流れの中で、基本的には府下全域の主障害が肢体不自由児だけを受け止めていた向日が丘養護学校もまた、実質的には 1978(S53)年度からは乙訓地域の知的障害児をも受け止めて実践するようになった。

唯一、桃山養護学校は、その校舎の構造等が理由で、基本的に桃山学園と宇治・八幡の知的障害児だけを受け持ち、両市の肢体不自由児は向日が丘養護学校に今日も通っている。

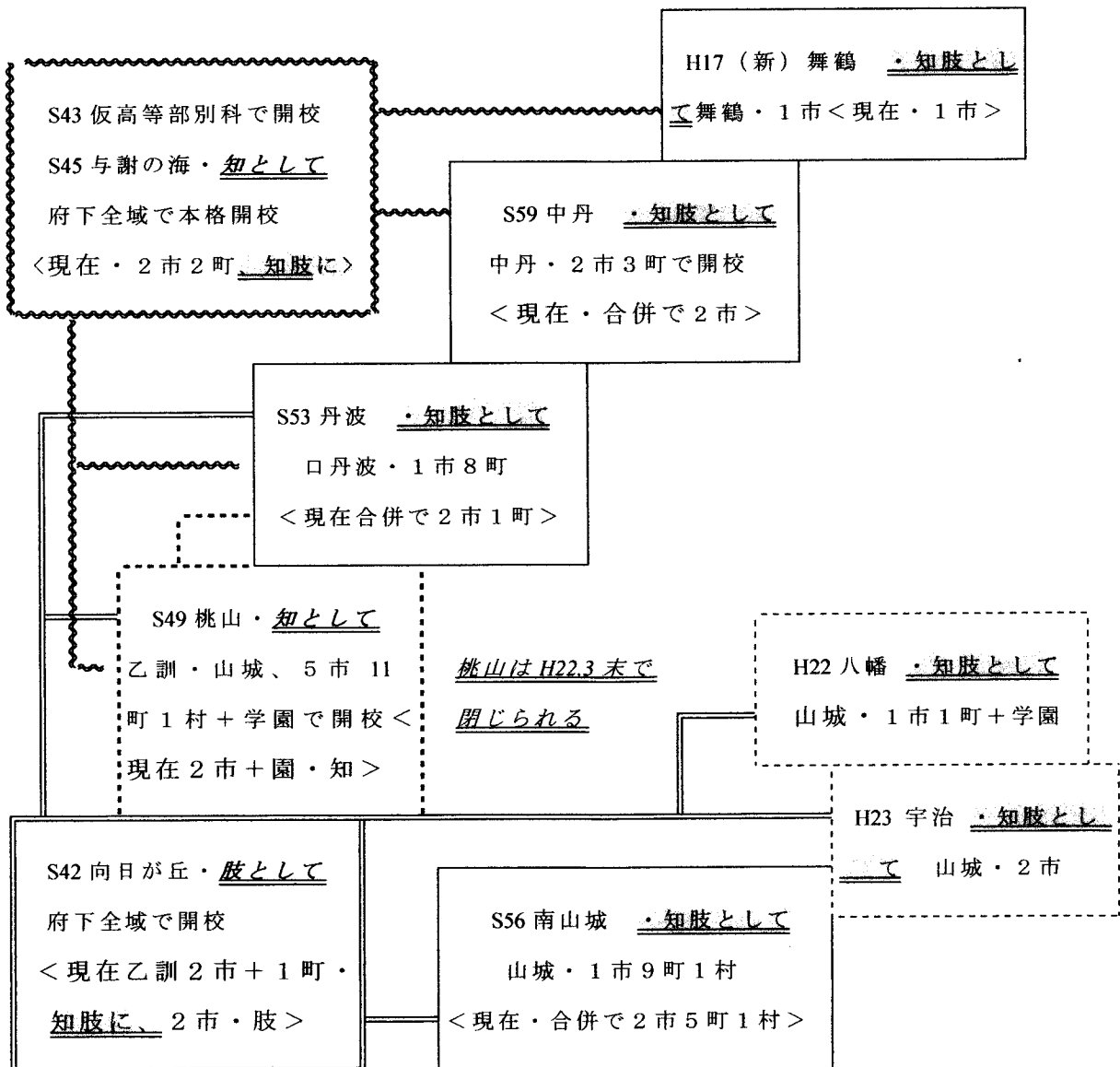
来春、再来春開設予定の八幡支援、宇治支援学校がこの変則的な「宇治・八幡地域」の問題を解決し、2011(H23)年度からは府内全域が真に「地域制・総合制」の特別支援学校校区になることになる。

IX 考察

以上、第Ⅱ章で「特別支援教育の今日的動向」を、Ⅲ章からⅧ章では「府立養護学校各校の開設の経過と児童生徒の実態から「地域制・総合制」確立の経過」を整理した。この章では、これらを踏まえ、第Ⅰ章で掲げた「問題及び目的」に沿いつつ考察する。

1 府立養護学校における「校区分割（地域制・総合制）」確立の経過まとめ

（１）「校区分割」の経過まとめ



Ⅳ章以降で辿ってきた経過、即ち、「全府一区」で開校した向日が丘及び与謝の海養護学校が、校区を分割して今日に至った経過は上の図のようになる。Ⅱ章３の「府立特別支援学校所在地一覧」と重ね合わせてみると、「地域制・総合制（知・肢併置）」が一貫して追及されていることがよく解る。

（２）各学校校區別の人口、児童生徒数等比較

2011(H23)に宇治支援学校が開設されて、府内全域が「地域制・総合制（知・肢併置）」による校区分割完了する。そこで、予想される校区区分や人口等を比較すると次の表 13 のようになる。

表 13 各校校区内の市町村数、人口、児童生徒数（2008(H20),10,1 統計）

学校名	校区市町村数	人 口	義務教育年齢児童生徒数
与謝の海	2 市 2 町	107,245 (9.18%)	10,179 (10.13%)
舞鶴	1 市	90,001 (7.7%)	8,015 (.7.98%)
中丹	2 市	117,130 (10.02%)	10,398 (10.35%)
丹波	2 市 1 町	145,020 (12.41%)	12,810 (12.75%)
向日が丘	2 市 1 町	149,525 (12.8%)	11,946 (11.89%)
八幡	1 市 1 町 + 学園	90,501 (7.74%)	6,904 (6.87%)
宇治	2 市	271,342 (23.23%)	22,638 (22.54%)
南山城	2 市 5 町 1 村	196,853 (16.85%)	17,523 (17.45%)

*人口欄の（％）は府内全人口 1,167,821 人に対する割合を示す。

*義務教育年齢児童生徒数欄の（％）は府内の義務教育年齢全児童生徒数 100,413 人に対する割合を示す。

市町村数では、かなり均等化されているが、そもそも地域によって人口密度はかなりの違いがある。宇治市以南の山城地域は府内人口及び義務教育年齢児童生徒数の 45%余りを占めており、その中でも「宇治支援学校」の校区になる予定の宇治市・城陽市は山城の内の 50%近くを占めている。今後、更なる分割が必要かも知れない。

2 府立養護学校の「地域制」

(1) それぞれの地域基盤の確認と確立

1の(1)の図を参考にしつつ、IV章以降で辿った開設の経過を整理する。

S40(1965)年代初め頃には、京都市を含めた府下の就学猶予・免除（不就学）児童生徒数は300人を超えていた。教育からも福祉からも置き去りにされていたこれらの相対的に重度な「重症心身」障害児に療育や教育の機会と場を保障しようとする運動は、それぞれの地域で親・保護者、担任・教職員が核となり、その地域の様々な関係機関・組織が結集して「それぞれの地域のすべての子ども達」の教育保障を実現するべく展開された。

その地域基盤が、「乙訓地域」であり「与謝・丹後地域」、「山城地域」「口丹波地域」であった。それぞれの地域基盤では、「促進協議会」等を結成し、地域住民運動の一つとして活動する中で、それぞれの地域の障害児者の置かれている教育・福祉・医療・労働等の諸実態を掘り起こして共通理解を図りつつかつ、それぞれの組織・機関の役割を自らにも自覚させていった。それは、障害児者の保護者はもとより地域の関係機関や住民が、その地域の障害児者の様々な課題をトータルに把握・理解・確認し解決の方策を確立する過程でもあった。

(2) 「地域」の障害児者を一人の人間として大切にする「地域の『砦』」

「VI章 京都府障害児教育推進協議会報告」で引用した『このような成果を得ることのできたのは、養護学校づくりが単なる行政施策として進められたのではなく、民主主義の原則・住民自治の原則に立つ民主行政確立に向けての取組と、障害児を持つ父母と教職員、更に広範な住民の「障害児を一人の人間として大切にする」住民運動の取組が一体となって築き上げてきた成果として正しく評価し、確認する必要がある。』の位置づけでもある。

ここに、京都の「地域制」確立の必然性（土台、理念）があったと考える。

勿論、時代的背景・経過の中で、乙訓肢体不自由児父母の会が府下の各地域父母の会に呼びかけて全府下の運動へ発展したように、あるいは、与謝・丹後地域の運動が舞鶴・福知山・綾部も巻き込んで「北部集会」を成功させたように、かつ、両校が開校時点では全府下を校区（全府一区）としたように、その成果は運動を中心的に推進した乙訓と与謝・丹後地域を越えて全府下・府民の成果となった。

しかし、同時に、乙訓地域と与謝・丹後地域で共に実現に向けて取り組んだ関係機関や多くの住民・市民からすれば、これからも大切に守り育てるべき「我らが地域の学校」、「地域の障害児教育の砦」「地域の障害児者の権利の砦」「地域の民主主義確立の砦」となったことはたしかであろう。

そしてその取組や「我らが地域の学校」の意識は、乙訓地域と与謝・丹後地域以外の地域の保護者・住民・市民をして、自分達の地域にも家から通える自分達の学校づくりに取り組ませることになった。障害児がその居住地の市町村行政や小・中学校と計画的・系統的な交流の可能な学校を造るべく、それぞれの地域の結束を固めることにもなったといえるだろう。

その結果が、第Ⅲ章以降でみてきたような、各地での取組であり、今日の府立養護学校の校区（地域）割へと発展・確立させていったといえる。

（３）障害者教育、障害者運動の砦として責任を果たし共に協働するエリアとしての地域制

１）障害児者も含めた全ての人達が生きやすい民主主義を地域の中に根付かせ発展させるためのセンター（『砦』）

与謝の海養護学校の「学校づくり宣言」の中に、「この学校は、『すべての障害児にひとしく教育を保障する』一権利を守る砦としての役割を持つ学校である。」と、「この学校は、地域における障害者教育、障害者運動の砦としての役割を果たす任務を持っている学校である。」が掲げられている。

第Ⅵ章で紹介した「京都府における障害児教育の推進について（第一次報告書）」では、「教育権を守る砦」「教育権保障の砦」と位置付けられている。また、同章３の高屋論文では、更にその範疇を拡げて「地域の権利を守る砦」であるとも述べられている。

つまり、障害児教育や障害児者に関わる様々な運動はもとより、障害児者だけでなくすべての人達の教育権を守り保障する、更には、地域の人々の様々な人権を守る「砦」だと云っている。

ここには、国・文科省が積極的に推進しようとしている「地域のセンター的役割」『つまり、特別支援学校の持つ施設設備・教材教具・教職員の専門性といった資源を活かしての「①小学校等の教育機関への支援」と「②福祉等の他機関と連携して

の地域支援」の実践的推進』よりは、もう少し奥深いものがあるように思える。(①、②は筆者挿入)。

すなわち、「各特別支援学校がそれぞれの地域の障害児教育の核としてセンター的役割を果たすべきことはもとより、その地域の障害児者に関わる人権や福祉等の様々な課題にも他の関係機関や住民・市民と協働して積極的に取り組み、障害児者も含めた全ての人達が生きやすい民主主義を地域の中に根付かせ発展させるためのセンター(『砦』)としての任務を果たすべきだ」となるだろう。

2) 協働の取組事例

例えば、次のような養護学校を核とした協働が上げられる。

養護学校ができ、当時は「重症児」として置き去りにされていた子ども達との実践が始まると、歩けなかった(実は歩くための保育や援助をして貰えなかった)子どもが歩けるようになり、おむつのとれなかった子が定期排尿・便ができるようになる・・・といったこれまで考えられなかったような変化・育ちが観られるようになる。こうした事例が、教職員だけでなく保護者や地域の人達、関係機関の人達に感動をもって迎えられるようになると、「それだったら、もっと早い時期から、適切な指導・援助をすれば!」と、就学前の療育・保育の取組が始まり広がった。今日では定着している「早期発見、早期治療・療育」の草分けと云えるだろう。

また、ようやく養護学校ができて学ぶことができたが高等部を終えて社会に出ようとすると、働く場がなかなか無い。比較的軽度な生徒達であっても企業就労先の確保が難しい。そこで、何とかしなければということで保護者と教職員や関係機関が力を出し合い、地域住民の理解と援助を受けて共同作業所づくりが府下各地に開設されていった。

このように、京都府内各地で「乳幼児期から学校卒業後を見通した支援体制」づくりの活動がごく自然に、当たり前のように取り組まれ、広がり、繋がっていったといえる。この取組を、恒常的・日常的に推進するため、養護学校設置促進運動に結集した団体・個人を中心に、各校のPTA等が核になって各地域に「障害児者を守る会」等が結成され粘り強い活動を展開された。

(4)「学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである。」を推進する地域制

3で述べたように、地域の障害児教育のセンター（『砦』）としての特別支援学校は、子ども達一人一人の豊かな発達を保障する学校環境と実践の力量を確かなものにするのと、障害児者が日々、必要な支援を受けつつ一人の人間として当たり前前に生きて学び、働いて、生活することのできる民主主義を地域社会に根付かせることとを結びつけて実践・研究・創造することが求められる。

その地域社会とは、将来も含めて広く云えば、障害児者が生きるのは京都府・日本国中かも知れない。しかし、少なくとも、今現在は、養護学校の立場で云えば、砦として責任を持って関わるのは、各校それぞれの校区が即「地域（社会）」である。よって、その「地域（社会）」の障害児者に関わる様々な課題にも積極的に関わるという立場での「地域制」と捉えることができる。

センター的役割は、文科省的には「地域の小・中学校等への積極的支援」を意図しているのだろうが、府内の実践はこのように、療育施設づくり、作業所づくりの核としての活動も含めた、子どもたちが居住する地域の支援環境整備も含め、障害児者に関わる様々な体制整備に関わり、それなりに役割を果たしてきたと考える。

具体的な取組事例には3（2）で紹介した就学前療育機関、作業所づくりの他に、日曜学校や長期休業中のサマースクール、青年学級、スポーツや音楽等の余暇サークル等の活動が様々な関係機関や人々の協力・協働で今日も各地域で続けられている。こうした協働の活動をとおして、校区（地域）の住民・市民の基本的人権等の地域の「民主主義」確立に少なからぬ役割を果たしてきたといえる。

（5）府立養護学校における「地域制」の意味と特徴

冒頭の「Ⅰ章 問題及び目的」の最後に、本稿を展開する上で、「地域制・総合制」の「地域制」を「地域での教育を重視する地域制」と仮定義した。

「地域での教育を重視する」の主語は当然、「特別支援学校は」である。「特別支援学校が自校内での教育活動のみに終始するのではなく、積極的に地域に出かけ、地域に根ざし・開かれた教育活動を推進する」ということであろう。

また、Ⅱ章で「国・文部科学省の「地域制」の方向付けを、『つまり、①特別支援学校の持つ施設設備・教材教具・教職員の専門性といった資源を活かした「小学校等の教育機関」への支援と、②「福祉等の他機関」と連携した地域支援の実践的推進』と動的に捉えた。①は、地域の園や小・中・高等学校への実践公開や教育指

導・相談支援、広く保護者や府民・住民への啓発活動等の支援であり、②は、教育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携した乳幼児期から学校卒業後までの一貫した総合的な支援体制の整備・確立への積極的参加となろう。

何れも、「地域」を単なる「校区」と捉えるのではなく、各養護学校（特別支援学校）が、「障害児教育」と「様々な領域・分野の関係機関との連携」のセンターとして役割を果たすべき責任を負うという意味での「地域制」と定義できる。

一方、ここまでに明らかにしてきたように、京都府立養護学校の今日までの取組を整理するならば「各養護学校（特別支援学校）は、それぞれの地域の障害児教育の核としてセンター的役割を果たすと共に、その地域の障害児者に関わる人権や福祉等の様々な課題にも他の関係機関や住民・市民と協働して積極的に取り組み、障害児者も含めた全ての人達が生きやすい民主主義を地域の中に根付かせ発展させるためのセンター（『砦』）としての任務を果たすべきだ」とする意味での「地域制」となるだろう。

国・文科省の「地域制」の位置付けには無い「民主主義を地域の中に根付かせ発展させるためのセンター（『砦』）」と位置付ける理念と実践が特徴だと云えよう。

3 府立養護学校の「総合制」

・・・「総合養護学校構想」と国・文科省の特別支援学校構想・・・

（１）府立校の総合制への移行の必然性

IV章以降で府立各校開設の経過を検証してきたように、「肢体不自由児」の向日が丘養護学校開設に至る運動は、結果として、就学義務猶予・免除（不就学）として放置されてきた肢体障害を主障害とする重症児を、初めて、教育の対象として受け止め実践に取りかかった。そして、「知的障害児」の与謝の海養護学校の開設に至る運動は、与謝・丹後地方の長い間就学義務猶予・免除（不就学）の状態に置かれていた重症児（様々な二重・三重・四重の障害のある子ども達も含めた幼児・児童・生徒）を積極的に掘り起こして、励まし、受け止め実践した。

与謝の海養護学校の「三つの柱＝学校設立の基本的理念」の「1 全ての子どもに等しく教育を保障する学校をつくろう。」と「2 学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう」の二つの基本的理念を実現しようとする運動・実践は、必然的に様々な障害種（様々な重複障害児・重症児も含めた）に対応

できる体制づくりと創造的な実践・研究を進めることになった。勿論、「知的障害養護学校」としての施設設備で出発した学校であったから、様々な障害に対応する体制確保や実践・研究は困難を極めたであろうことは想像できる。

だからこそ、青木達はその厳しくもやりがいのある実践の中から、当時の盲学校、聾学校、知・肢・病養護学校に障害別分類（精薄児は精薄施設か精薄養護へ、肢体不自由児は療育園や肢体養護へなど）制度が、結果として、重度・重症の児童生徒を切り捨てる仕組みになっていると喝破すると共に、「総合養護学校構想」を自らの実践を展開しつつ具体的に提起したのである。

（２）「地域制・総合制」を方向付けた「京都府障害児教育推進協議会報告」

こうした向日が丘・与謝の海・桃山養護学校の運動と実戦・研究を踏まえて「京都府障害児教育推進協議会」はその報告「京都府における障害児教育の推進について」の中で、『精神薄弱養護学校である与謝の海には、機能訓練の施設も設備もなく、訓練士も配置はされなかった。まさに、障害別分類収容体制の持つ貧困であった。すべての子どもの教育保障を貫くためには、二重、三重、四重の障害を合わせ持った子どもが入学するのは必然である。とすれば、当然、その子ども達の発達を保障する条件が整備される必要がある。即ち、肢体不自由養護学校が持つ機能訓練機能、病弱養護学校が持つ医療治療機能、そして精神薄弱養護学校が持つ療育教育機能、この現行養護学校の持つ機能を総合的に備えた学校こそ、すべての子どもの発達を保障する学校としての任務を果たす。それを現行法上の制度的に云えば総合養護学校となる。』として「総合制」への方向付けを提起した。

更に、『口丹波養護学校への提起は、子どもの実態から云ってまさに、三つの養護学校が持つ機能を総合的に整備することは必然の使命という他はない。』として、口丹波に開設されようとする学校（1978(S53)年丹波養護学校開設）は総合養護学校とすべきだと提起した。

そして、これまで辿ってきたように、その「総合制」は「地域制」とセットにして、旧来の府立盲学校・聾学校・病弱養護学校以外の旧知的・肢体不自由養護学校の設立・実践の中に、今日に至るまで貫き続けられてきたのである。

（３）国・文科省の特別支援学校構想との比較

そして、それから 40 年近くを経た今日、国・文部科学省は、「子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校」や「学校の設置運営の在り方については、各地方公共団体が重複障害のある子どもの増加、地域における教育のニーズ等、地域の実情にも応じて弾力的に判断することになる。」として、「障害種にとらわれず、子ども達のニーズに対応する特別支援学校」への転換を推進しつつある。

これら「」内の文章と（１）で述べた与謝の海養護学校の基本的理念と比較すると「1 全ての子どもに等しく教育を保障する学校をつくろう。」は「重複障害のある子どもの増加と」に重なるし、「2 学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう」は、「子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校」及び「障害種にとらわれず、子ども達のニーズに対応する特別支援学校」と置き換えることができるだろう。

つまり、この国・文科省の特別支援学校構想は、与謝の海養護学校や「京都府障害児教育推進協議会報告」が構想・提起し、今日に受け継がれている府立養護学校の「総合制（総合養護学校構想）」とほぼ同意味の構想だと理解して良いだろう。

（４）府立養護学校における「総合制」の意味と特徴

冒頭の「Ⅰ章 課題意識と目的」の最後に、本稿を展開する上で、「地域制・総合制」の「総合制」を「重度・重複化、様々な障害種に対応する『総合制』」と仮定義した。

Ⅱ章（２）に示したように、国・文部科学省の「総合制」の方向付けは、『今後は、障害種ごとの学校制度から、地域において障害のある子ども達の教育をより適切かつ柔軟に行えるように学校を。』あるいは『地域の障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応できる学校制度』と整理した。

一方、府立養護学校の歩みは、「どんなに重度・重症の障害のある子どもであっても受け止め、全ての子ども達に等しく教育を保障する学校」、そのためにも「学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合わせた学校」それは「多様で重度な障害に療育や医療も含めて総合的に対応して実践できる条件を整えた総合制の学校（総合養護学校構想）」を実践しつつ提起し追求してきた歩みであった。

この「総合制」の理念と実践は、現在の国・文部科学省の「総合制」の方向付け

とほぼ同意味だと理解できる。ただ、あの S40 年代初めにあって、運動と実践の中で「総合養護学校構想」を提起し、今日まで、「地域制」と共に一貫して追求してきた京都の養護学校の取組は、大いに評価できるのではないだろうか。

4 今後の研究課題

以上、本論文では、府立養護学校の「地域制・総合制」に焦点を当て、主として各養護学校の設立に至る経過と開設当時の児童生徒の障害の実態や校区である地域について辿ってきた。「地域制・総合制」を更に明確にするためには、それらに加えて、その地域制や総合制の内実、つまり、教育課程や集団編制をどう組んだのか、施設設備や専門性の確保をどう実現していったのかについても分析を試みるべきであった。

また、府下の特別支援学級や通級指導教室も含めた障害児教育全体、あるいは、府下の実践と研究をまとめ推進してきた「京都府障害児教育研究会」等の組織的取組、それらを含めたそれぞれの地域・学校現場で産み出され綴られ発表されてきた貴重な「障害児教育実践記録」についても分析することで、より明らかにできたと思われる。

今後は、「戦後京都府下の障害児教育の歩み」という大括りのテーマを掲げ、総合的に検証していきたい。

参考文献

- 1) 富永光昭(2009) 「特別支援教育の法的規定と教育システムをとらえる」 「特別支援教育の現状・課題・未来」 ミネルヴァ書房 P26
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議(2003) 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」 P15~18
- 3) 清水貞夫(1997) 「障害児義務教育制度の直面する問題」 茂木俊彦・清水貞夫編著 「障害児教育改革の展望」 全障研出版部 P142
- 4) 茂木俊彦(2002) 「障害児教育改革の焦点」 茂木俊彦・荒川智・斉藤繁編 全国障害者問題研究部 P110
- 5) 「学校基本統計・特別支援学校」 文部科学省ホームページ
- 6) 京都府教育委員会(2009) 「京都府の特別支援教育」 P 32
- 7) 京都府教育委員会(2009) 「京都府の特別支援教育」 P 8
- 8) 京都府教育委員会(2009) 「京都府の特別支援教育」 P 33,34
- 9) 京都府教育委員会(2009) 「京都府の特別支援教育」 P 35,36
- 10) 京都府立精神薄弱児施設八瀬学園(1952) 「S26年度 八瀬学園年報」
- 11) 児童福祉総合施設京都府立桃山学園(1970) 「要覧」
- 12) 社会福祉法人京都府社会福祉事業団桃山学園(1998) 「50周年記念誌ももやま」
- 13) 京都府障害児教育研究会(1975) 「京都府の障害児教育 第1集」 P192
- 14) 河合隆平(2007) 「障害者の人権と発達」 全国障害者問題研究会出版部 P71
- 15) 京都府障害児教育研究会(1987) 「京都府の障害児教育 30年の歩み」 P168~171
- 16) 乙訓肢体不自由児父母の会(1965,7~1966,6) 「乙訓肢体不自由児父母の会経過及び現状(活動報告)」
- 17) (1968,9,10) 「特殊教育辞典」 第一法規出版 P229
- 18) 京都府教育委員会(1965) 「昭和40年度特殊教育資料」 P1
- 19) 村田 茂(1997) 「新版日本の肢体不自由教育その歴史的発展と展望」 慶應義塾大学出版会 P54
- 20) 大阪府立堺養護学校(2006) 「創立五十周年記念誌」 P29 他
- 21) 京都市立呉竹養護学校学校(1959) 「S34年度 要覧」
- 22) 府立向日が丘養護学校(1966) 「京都府立養護学校設立にあたって 入学選考について研究討議資料」
- 23) 府立向日が丘養護学校(1967) 「重度、重複障害児に対する教育措置について」

- 24) 府立向日が丘養護学校分会(1967) 「すべての子どもたちの発達と教育を受ける権利の保障をめざして」
- 25) 京都府障害児教育研究会(1981) 「京都府の障害児教育第3号 1980」 P96
- 26) 京都府障害児教育研究会(1982) 「京都府の障害児教育30年の歩み」 P176
- 27) 京都府政策企画部調査統計課(2009) 「市町村別人口の推移・京都府の人口調査まとめ」
- 28) 京都府教育庁学校教育課(1966) 「特殊教育のために」 P 12
- 29) 「各年度、学校基本統計」 京都府教育庁保管、各年度学校基本統計より
- 30) 京都府教育委員会(2009) 「京都府の特別支援教育」 P 33,34
- 31) 府立向日が丘養護学校(1966) 「京都府立養護学校設立沿革の概要」
- 32) 京都府教育委員会(1965) 「昭和40年度特殊教育資料」
- 33) 京都府教育庁学校教育課(1966) 「特殊教育のために」
- 34) 府立向日が丘養護学校(1966) 「S42年度学校要覧」
- 35) 府立向日が丘養護学校分会(1967) 「すべての子どもたちの発達と教育を受ける権利の保障をめざして」 P1
- 36) 府立向日が丘養護学校(1987) 「1986年度創立20周年記念紀要向日が丘の教育20」 P186
- 37) 府立向日が丘養護学校(2009) 「平成21年度学校要覧」
- 38) 府立与謝の海養護学校(1979) 「よさのうみ第21号(紀要)」 P12
- 39) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ10年のあゆみ 紀要・よさのうみ第20号」 P 17～26
- 40) 青木嗣夫(1997) 「未来をひらく教育と福祉」 文理閣 P 263～
- 41) 府立与謝の海養護学校(1979) 「よさのうみ第21号(紀要)」 P21
- 42) 第一回与謝丹後集会実行委員会事務局(1967) 「障害児(者)を守る与謝丹後集会「討議資料No1」」
- 43) 第一回与謝丹後集会実行委員会事務局(1967) 「障害児(者)を守る与謝丹後集会要項「分散会のための基調報告」」
- 44) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ10年のあゆみ(紀要)」 P 27
- 45) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ10年のあゆみ(紀要)」 P 23～24
- 46) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ10年のあゆみ(紀要)」 P 20
- 47) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ10年のあゆみ(紀要)」 P 27

- 48) 松本宏(1996) 「不立文字 第一集」 峰山孔版社 P 47 ～
- 49) 府立与謝の海養護学校(1978) 「よさのうみ 10 年のあゆみ(紀要)」 P 31 ～ 32
- 50) 松本宏(1996) 「不立文字 第一集」 峰山孔版社 P 47 ～
- 51) 京都府障害児教育研究会(1975) 「京都府の障害児教育(第 1 集)」 P 93
- 52) 府立与謝の海養護学校(1972) 「1972 年度実践・研究・運動よさのうみ紀要第 5 号」 P14 ～
- 53) 青木嗣夫(1973) 「育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践」 青木嗣夫他 ミネルヴァ書房 P 27 ～ 28
- 54) 青木嗣夫(1973) 「育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践」 青木嗣夫他 ミネルヴァ書房 P 51
- 55) 青木嗣夫(1973) 「育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践」 青木嗣夫他 ミネルヴァ書房 P28 ～ 30
- 56) 京都府障害児教育推進協議会(1975) 「京都府における障害児教育の推進について 第一次中間報告書」 P10,11
- 57) 京都府障害児教育推進協議会(1976) 「京都府における障害児教育の推進について 第二次報告書」 P27
- 58) 高屋 浩(1978) 「第 28 次京都教育研究集会障害児教育分科会基調報告」
- 59) 府立丹波養護学校(1979) 「研究紀要第 1 号」 P4~9
- 60) 府立丹波養護学校(1983) 「研究紀要 丹波養護学校創立 5 周年記念誌」 P114
- 61) 府立丹波養護学校(1979) 「研究紀要第 1 号」 P25
- 62) 府立丹波養護学校(1979) 「S54 年度学校要覧」
- 63) 府立丹波養護学校(1987) 「紀要 丹波の教育 10 周年記念号」 P251 ～ 252
- 64) 京都府障害児教育研究会(1987) 「京都府の障害児教育 30 年の歩み」 P168~171
- 65) 府立桃山養護学校(1975) 「S49 年度紀要 3 号」 P14,15
- 66) 府立南山城養護学校(1982) 「S56 年度研究紀要」 P8
- 67) 府立南山城養護学校(1983) 「S57 年度研究紀要」 P3
- 68) 府立南山城養護学校(1982) 「S56 年度研究紀要」 P8
- 69) 府立中丹養護学校(1984) 「中丹養護学校設置への経過」
- 70) 府立中丹養護学校(1984~1986) 「S59 ～ S61 年度学校要覧」
- 71) 府立中丹養護学校(2009) 「H21 年度学校要覧」

72) 府立舞鶴養護学校(2005~2009) 「H17～21年度学校要覧」